

自 平成 1 2 年 9 月 1 1 日  
至 平成 1 2 年 9 月 1 8 日

平成 1 2 年 第 7 回  
階上町議会定例会会議録

階 上 町 議 会



# 平成 1 2 年 第 7 回 階 上 町 議 会 定 例 会 会 議 録

## 目

## 次

9月11日(月)

|                          |    |
|--------------------------|----|
| ○議事日程第1号                 | 4  |
| ○本日の会議に付した事件             | 4  |
| ○出席議員・欠席議員               | 5  |
| ○説明のための出席者               | 5  |
| ○職務のための出席者               | 6  |
| ○開会の宣告                   | 6  |
| ○開議の宣告                   | 6  |
| ○議事日程の報告                 | 6  |
| ○会議録署名議員の指名              | 6  |
| ○会期の決定                   | 6  |
| ○認定1件、議案11件一括上程及び提案理由の説明 | 7  |
| ○陳情の委員会付託                | 17 |
| ○休会の件                    | 17 |
| ○散会の宣告                   | 18 |

9月13日(水)

|              |    |
|--------------|----|
| ○議事日程第2号     | 19 |
| ○本日の会議に付した事件 | 19 |
| ○出席議員・欠席議員   | 19 |
| ○説明のための出席者   | 19 |
| ○職務のための出席者   | 20 |
| ○開議の宣告       | 20 |
| ○議事日程の報告     | 20 |

|                                                                            |    |
|----------------------------------------------------------------------------|----|
| ○一般質問                                                                      | 20 |
| 山田恵治君（市町村合併・蒼前、野場中、石鉢道路整備計画・石鉢小学校グラウンド拡張整備）                                | 20 |
| 土橋信夫君（町有財産の管理の状況と利用計画・階上町総合振興計画の実施・主要地方道八戸大野線整備促進連絡会・中山間地域の振興・役場庁舎冷房施設の整備） | 30 |
| 浜谷豊美君（旧道仏中学校跡地利用・道仏中学校グラウンドに夜間照明の設置・町内における学童保育の実施・市町村合併）                   | 40 |
| ○散会の宣告                                                                     | 49 |

9月14日（木）

|                                                          |    |
|----------------------------------------------------------|----|
| ○議事日程第3号                                                 | 50 |
| ○本日の会議に付した事件                                             | 50 |
| ○出席議員・欠席議員                                               | 50 |
| ○説明のための出席者                                               | 51 |
| ○職務のための出席者                                               | 51 |
| ○開議の宣告                                                   | 51 |
| ○議事日程の報告                                                 | 51 |
| ○一般質問                                                    | 52 |
| 桑原一夫君（土地登記調査特別委員会委員長報告に対する町の対応と基本的な考え方・固定資産税が還付された内容と理由） | 52 |
| ○延会の宣告                                                   | 60 |

9月18日（月）

|              |    |
|--------------|----|
| ○議事日程第4号     | 61 |
| ○本日の会議に付した事件 | 61 |
| ○出席議員・欠席議員   | 62 |

|                                                              |    |
|--------------------------------------------------------------|----|
| ○説明のための出席者                                                   | 63 |
| ○職務のための出席者                                                   | 63 |
| ○開議の宣告                                                       | 63 |
| ○議事日程の報告                                                     | 63 |
| ○一般質問                                                        | 64 |
| 桑原一夫君（土地登記調査特別委員会委員長報告に対する町の対応と基本的<br>な考え方・固定資産税が還付された内容と理由） | 64 |
| ○監査請求に関する決議案の件                                               | 67 |
| ○認定1件・議案11件の審議                                               | 69 |
| ○陳情1件の審議                                                     | 78 |
| ○意見書案1件の審議                                                   | 79 |
| ○閉会中における継続審査の件                                               | 80 |
| ○町長あいさつ                                                      | 80 |
| ○閉会の宣告                                                       | 81 |
| ○署名議員                                                        | 82 |

平成12年第7回階上町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

平成12年9月11日(月曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の上程及び提案理由の説明

認定第 1号 平成11年度決算の認定について

議案第 1号 階上町生活安全条例の制定について

議案第 2号 階上町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する  
条例の制定について

議案第 3号 平成12年度階上町一般会計補正予算(第4号)

議案第 4号 平成12年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予  
算(第1号)

議案第 5号 平成12年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予  
算(第2号)

議案第 6号 平成12年度階上町老人保健特別会計補正予算(第1号)

議案第 7号 平成12年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算  
(第1号)

議案第 8号 八戸圏域水道企業団規約の変更について

議案第 9号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求め  
ることについて

議案第10号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求め  
ることについて

議案第11号 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につい  
て

陳情第 1号 国立療養所八戸病院の結核病棟(50床)を堅持し、充実  
を求める陳情

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案一括上程及び提案理由の説明

日程第 4 陳情第 1 号

出席議員（17名）

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1 番 高 松 久美子 君  | 3 番 山 田 惠 治 君  |
| 4 番 土 橋 信 夫 君  | 5 番 郷 州 公 典 君  |
| 6 番 上 山 博 一 君  | 7 番 松 森 高 君    |
| 8 番 佐 京 登 君    | 9 番 畑 中 弘 實 君  |
| 10 番 大 前 典 男 君 | 11 番 桑 原 一 夫 君 |
| 12 番 木 村 勝 彦 君 | 13 番 阿 部 敏 秋 君 |
| 14 番 浜 谷 豊 美 君 | 15 番 平 戸 茂 雄 君 |
| 16 番 松 倉 正 美 君 | 17 番 田 端 清 君   |
| 18 番 荒 道 鶴 造 君 |                |

欠席議員（1名）

2 番 石 川 清 人 君

説明のための出席者

|                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| 町 長 正部家 佑 介 君        | 収 入 役 伊 藤 昭一郎 君    |
| 教 育 長 山 本 雅 教 君      | 総 務 課 長 浜 谷 政 己 君  |
| 企 画 課 長 浜 谷 義 勝 君    | 税 務 課 長 松 橋 隆 巳 君  |
| 保健福祉課長 鳩 文 男 君       | 農 林 課 長 高 階 繁 雄 君  |
| 建 設 課 長 中 村 豊 志 君    | 町 民 課 長 上 沢 寿 勝 君  |
| 水産商工課長 中 城 功 君       | 中央保育所長 桑 原 定 男 君   |
| 出 納 室 長 池 田 隆 君      | 教 育 次 長 三 上 孝 八 君  |
| 学 務 課 長 三 上 孝 八 君    | 社会教育課長 林 貢 君       |
| 体 育 課 長 小 沢 勝 君      | 給食センター所長 三 上 孝 八 君 |
| 農業委員会事務局 長 工 藤 靖 夫 君 | 代表監査委員 渡 部 直 樹 君   |

職務のための出席者

議会事務局長 高 橋 信 一 君

総務課長補佐 上 博 文 君

庶務係長 田 中 昇 君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（荒道鶴造君） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより平成12年第7回階上町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（荒道鶴造君） ただちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（荒道鶴造君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（荒道鶴造君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において

8番 佐 京 登 君

9番 畑 中 弘 實 君

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（荒道鶴造君） 日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から９月１８日までの８日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から９月１８日までの８日間と決定いたしました。



### ◎報告２件・議案１９件の一括上程及び提案理由の説明

○議長（荒道鶴造君） 日程第３、この際認定第１号 平成１１年度決算の認定についてから議案第１１号 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてまでの１２件を一括上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長 正部家佑介君。

〔町長正部家佑介君 登壇〕

○町長（正部家佑介君） 本日ここに、平成１２年第７回階上町議会定例会を開会するに当たり、議員各位にはご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきましてご説明申し上げ、審議の参考に供したいと思います。

認定第１号 平成１１年度決算の認定についてご説明申し上げます。

平成１１年度決算の認定に付す案件は、一般会計をはじめ特別会計７件であります。それでは初めに、平成１１年度階上町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入額は６４億８９，３７１，０００円に対し、歳出額は６３億８７，４３４，０００円で歳入歳出差引額は１億１，９３７，０００円の剰余金を生じますが、合併処理浄化槽設置整備事業、ふるさと林道緊急整備事業、林業地域総合整備事業、大蛇地区漁業集落環境整備事業、登山口・石倉線道路改良事業、農地等災害復旧事業、林業

施設災害復旧事業、河川等災害復旧事業、合わせて59,303,000円の繰越明許費繰越額がありますので、実質収支額は42,634,000円となったものであります。このうち、22,000,000円を財政調整基金に積立て、平成12年度への繰越額は26,134,000円となります。

歳入を款別に構成比率で見ますと、地方交付税が39.1パーセントで最も高く対前年度比1.5パーセントの増となりました。次に、町税の14パーセントで対前年度比4.2パーセントの増となりました。3番目は、町債の13.1パーセントで対前年度比25.2パーセントの増となったものであります。4番目は、国庫支出金の10.9パーセントで対前年度比28.3パーセントの増であります。その主な要因として、公立学校施設整備事業、道路新設改良事業等の繰越事業による補助金増によるものであります。

次に、歳出を款別構成比率で見てみますと教育費が22.5パーセントを占め最も高くなっております。主なものとして、道仏小学校新增改築事業費、スクールバス及び定期バスによる遠距離通学費、奨学資金等であります。

次に高いのは民生費の17.1パーセントであります。これは保育園運営費並びに老人保護措置費、老人福祉委託料、重度心身障害者医療費の扶助費であります。

総務費については、八戸地域広域市町村圏事務組合負担金、電子計算機導入事業費等であります。

農林水産業費は、公共牧場機能強化事業費、ふるさと林道緊急整備事業費、林業地域整備事業費、大蛇地区漁業集落環境整備事業費等で14.1パーセントを占めております。

これを性質別経費の執行状況で分析してみますと、人件費、扶助費、公債費の義務的経費に33.4パーセントの21億33,968,000円、普通建設事業費、災害復旧事業費の投資的経費に31.8パーセントの20億31,560,000円、物件費、補助費、積立金、出資金、貸付金、繰出金等その他の経費に34.8パーセントの22億21,906,000円が支出されております。

更に、前年度比では歳出総額が6パーセントの増となり、その内訳は義務的経費が1.5パーセントの減、投資的経費が25.1パーセントの増、その他の経費が0.

７パーセントの減であります。

財政の弾力性を判断する指標として用いられている経常収支比率は７９．７パーセントで、前年度比４．７パーセント低くなっております。

公債比率は１６．７パーセントで、前年度比０．４パーセントの増となっております。今後は、平成１１年度の財政状況が示す経常収支比率、公債費比率の動向に留意し、財政の健全化を図っていきたいと思っております。

地方財政は極めて厳しい状況に直面しているわけではありますが、一方で地方分権一括法が成立し地方分権の推進が実行段階を迎えるなか、地域における行政を自主的、総合的に広く担うこととされており、少子高齢化社会に向けた介護保険制度の実施をはじめとする総合的な地域福祉施策や生活関連社会資本の整備等、重要施策課題に係る財政需要がますます増大するものと考えられます。

地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行財政改革を推進するとともに歳出の圧縮化を図り、財政体質の健全化に努めることが急務となっております。

自主性、自立性を高めることを通じて、個性的で活力に満ちた地域社会の実現を図っていく考えであります。

次に、平成１１年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

本年度の決算額は、収入済額１２億３６，４８２，０３２円、支出済額１１億３８９２８，２３５円で、歳入歳出差引残額は９７，５５３，７９７円となり、うち８００００，０００円を国保会計財政調整基金へ繰入いたしました。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

国民健康保険税は４億４１，４３３，７６０円で、歳入総額に占める割合は３５．７パーセントであります。

国庫支出金は４億８１，４４０，０４２円で３．９パーセント、療養給付費交付金は８０，６６５，０００円で６．５パーセント、繰入金是一般会計から７９，４２１，０００円、財政調整基金から９７，０００，０００円で合わせて１億７６，４２１，０００円となり１４．３パーセントとなりました。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

医療費や出産育児金、葬祭費等に係る保険給付費は7億98,245,751円で歳出総額に占める割合は70.1パーセントであります。

老人保健拠出金は3億5,286,193円で26.8パーセント、事務的経費の総務費は20,818,321円で1.8パーセントとなりました。

次に、平成11年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

本年度の決算額は、収入済額70,967,480円、支出済額67,633,067円で、歳入歳出差引残額は3,334,413円となりました。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

診療収入は43,188,620円で、歳入総額に占める割合は60.9パーセントであります。

一般会計からの繰入金は19,165,000円で27パーセント、前年度からの繰越金は8,046,553円で11.3パーセントとなりました。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

人件費等事務的経費の総務費は46,547,290円で、歳出総額に占める割合は68.8パーセントであります。

医薬品等の医薬費は16,335,925円で24.2パーセント、公債費償還金は4,749,852円で7パーセントとなりました。

次に、平成11年度階上町老人保健特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

本年度の決算額は、収入済額10億97,360,145円、支出済額10億73649,533円で、歳入歳出差引残額は23,710,612円となりました。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

支払基金交付金は7億7,334,000円で、歳入総額に占める割合は64.5パーセントであります。

国庫支出金は2億35,469,047円で21.5パーセント、県支出金は61889,783円で5.6パーセント、一般会計からの繰入金は58,453,000

0円で5.3パーセントとなりました。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

医療給付費等の医療諸費は10億71,388,514円で、歳出総額に占める割合は99.8パーセントであります。

総務費は2,258,019円で0.2パーセントとなりました。

次に、平成11年度階上町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

本年度の決算額は、収入済額2億46,923,470円、支出済額2億46,555,229円で、歳入歳出差引残額は368,241円となりましたが、繰越明許費繰越額330,000円を繰越いたしましたので、実質収支額は38,241円となりました。

それでは、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

県支出金は1億38,736,000円で、歳入総額に占める割合は56.2パーセントであります。

一般会計からの繰入金は44,626,000円で18.1パーセント、前年度からの繰越金は3,293,736円で1.3パーセント、町債は60,200,000円で24.4パーセント、平成11年12月の供用開始による使用料及び手数料が67,734円で0.03パーセントとなりました。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

事務費的経費は11,690,002円で、歳出総額に占める割合は4.7パーセントであります。

排水施設設計をおこなった委託料は5,743,000円で2.3パーセント、排水施設工事費は1億94,140,000円で78.7パーセント、水道管等移設補償費は12,873,910円で5.2パーセント、処理施設の供用開始による処理場等施設管理費に5,744,573円で2.3パーセント、公債費は16,363,744円で6.6パーセントとなりました。

次に、平成11年度階上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

本年度の決算額は、収入済額6, 137, 573円、支出済額4, 411, 163円で、歳入歳出差引残額は1, 726, 410円となったものであります。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

水道使用料等の使用料及び手数料は4, 135, 294円で、歳入総額に占める割合は67. 4パーセントであります。

前年度からの繰越金は1, 655, 779円で27パーセントとなりました。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

総務費は101, 708円で歳出総額に占める割合は2. 3パーセント、分水料等の水道施設費は4, 309, 455円で97. 7パーセントとなりました。

次に、平成11年度階上町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

本年度の決算額は、収入済額36, 477, 000円、支出済額33, 074, 000円で、歳入歳出差引額は3, 403, 000円となりました。

歳入につきましては、住宅用地売払い収入の財産収入36, 454, 000円で、歳入総額に占める割合は99. 9パーセント、繰越金は23, 000円で0. 1パーセントであります。

歳出は、住宅用地管理等基金費18, 408, 000円、公債費等14, 666, 000円であります。

次に、平成11年度階上町地域振興券交付事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

本年度の決算額は、収入済額、支出済額とも64, 401, 000円で同額であります。

歳入につきましては、国庫支出金64, 401, 000円であります。

歳出は、地域振興券交付事業費64, 401, 000円であります。

以上、8件を認定に付すため提案するものであります。

議案第1号 階上町生活安全条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、町民の自主的な安全運動の推進、生活環境の整備等により、安全な町民生活の確保を図るため提案するものであります。

議案第２号 階上町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、青森県重度心身障害者医療費助成事業の制度改正により、平成１２年１０月から精神障害者保健福祉手帳１級に該当すね者も対象となり、対象者の範囲が拡大したため提案するものであります。

議案第３号 平成１２年度階上町一般会計補正予算第４号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に９１，４９０，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５９億３２，８４７，０００円とするものであります。

それでは、第１表の歳入歳出予算の主なものについて順次ご説明申し上げます。

まず歳入であります。恒久的な減税の実施に伴う減収額を補填する地方特例交付金は３，５３７，０００円追加補正するものであります。

地方交付税は、基準財政需要額の伸びにより６９，４５０，０００円追加補正するものであります。

分担金及び負担金は、農地災害復旧事業費分担金１４０，０００円を追加補正するものであります。

国庫支出金は、母子保健衛生費負担金２６１，０００円、私立幼稚園就園奨励費補助金３２，０００円を追加補正するものであります。

県支出金は、重度心身障害者医療費補助金５８９，０００円、林業地域総合整備事業費補助金３６，３１７，０００円、大蛇地区漁業集落環境整備事業費補助金２９，５４８，０００円等を追加補正いたしました。農業農村活性化事業費補助金２４５，０００円等を減額いたしましたので、増減合わせて６７，７５６，０００円を追加補正するものであります。

寄付金は、福祉と産業振興として１１９，０００円追加計上いたしました。

繰入金は、光のふるさと創造事業基金繰入金６０，０００，０００円、財政調整基金繰入金３０，０００，０００円、合わせて９０，０００，０００円を減額補正するものであります。

繰越金は、前年度繰越金として２０，６３３，０００円を追加計上いたしました。

諸収入は、11年度災害分として農業用施設災害復旧事業費補助金4,500,000円、町防災行政用無線屋外受信塔移設補償費524,000円等を追加補正するものであります。

町債については、漁業集落環境整備事業債15,100,000円を追加補正しましたが、林道施設災害復旧事業債800,000円を減額しましたので、増減合わせて14,300,000円を追加補正するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

総務費には、臨時雇賃金3,326,000円、文書管理計画策定業務委託料3,150,000円、統計調査費305,000円等を追加補正いたしましたが、戸籍住民基本台帳費の人件費4,257,000円、旧庁舎等解体工事請負費185,000円等を減額しましたので、増減合わせて3,500,000円を追加補正するものであります。

民生費は、重度心身障害者医療費1,178,000円、在宅福祉事業費補助金返還金1,234,000円等を追加補正しましたが、社会福祉費及び児童福祉費の人件費2,446,000円等を減額いたしましたので、増減合わせて67,000円を減額補正するものであります。

衛生費は、廃棄物処分場電気料618,000円等を追加補正しましたが、ゴミ収集委託料18,081,000円、患者バス運行委託料1,097,000円等を減額いたしましたので、増減合わせて18,470,000円を減額補正するものであります。

農林水産業費は、農道維持補修工事請負費775,000円、農村公園整備工事請負費6,010,000円、林業地域総合整備事業費62,617,000円、道仏漁港施設整備事業負担金793,000円、漁業集落環境整備事業費42,313,000円等を追加補正いたしましたが、ふるさと林道工事請負費16,182,000円等を減額しましたので、増減合わせて1億11,430,000円を追加補正するものであります。

土木費は、公共下水道費等542,000円を追加補正するものであります。

消防費は、町防災行政用無線屋外受信塔移設工事請負費524,000円を追加補

正するものであります。

教育費は、学校施設修繕料 714,000円、中体連等参加費補助金 3,113,000円、道仏小学校環境整備工事請負費 1,928,000円、道仏小学校物置小屋建築工事請負費1,900,000円等を追加補正しましたが、奨学資金 3,780,000円、大蛇小学校トイレ改修工事請負費 7,980,000円、清掃業務委託料 871,000円等を減額いたしましたので、増減合わせて 147,000円を減額補正するものであります。

災害復旧費は、農地等災害復旧費 1,700,000円、林業施設災害復旧費 983,000円等を合わせて 2,687,000円を追加補正するものであります。

公債費は、10,248,000円を減額補正するものであります。

予備費は、1,496,000円を追加し、20,618,000円とするものであります。

次に、第2表地方債補正であります。漁業集落環境整備事業、林道施設災害復旧事業に係る既決事業費に変更が生じたので、限度額を補正するものであります。

議案第4号 平成12年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第1号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億84,784,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ12億80,744,000円とするものであります。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

国庫支出金に1億3,541,000円、療養給付費交付金に21,595,000円、基金繰入金に64,000,000円、繰越金に17,552,000円を追加し、国民健康保険税24,372,000円を減額するものであります。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

総務費に8,031,000円、保険給付費に1億68,418,000円、予備費に18,291,000円を追加し、介護納付金11,656,000円を減額するものであります。

議案第5号 平成12年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算第2号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ12,561,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51,625,000円とするものであります。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

診療収入を15,626,000円減額し、繰越金に 3,334,000円追加するものであります。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

医業費を13,237,000円減額し、予備費に 637,000円を追加するものであります。

議案第6号 平成12年度階上町老人保健特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ26,223,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9億81,378,000円とするものであります。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

支払基金交付金に 2,514,000円、繰越金に23,709,000円を追加するものであります

歳出の主なものにつきましては、予備費に26,223,000円を追加するものであります

議案第7号 平成12年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ45,458,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1億27,071,000円とするものであります。

歳入につきましては、前年度からの繰越金37,000円を追加しましたが、県支出金を29,548,000円、一般会計からの繰入金 3,147,000円、町債12,800,000円をそれぞれ減額しましたので、増減合わせて45,458,000円を減額補正するものであります。

歳出につきましては、工事請負費38,919,000円、用地買収費 1,075,000円、水道管移設工事移転補償費 5,464,000円、合わせて45,458,000円を減額補正するものであります。

議案第8号 八戸圏域水道企業団規約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、八戸圏域水道経営認可計画書の変更認可申請に伴い、関係市町村の負担割合を変更するため提案するものであります。

議案第9号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、階上町教育委員会委員の一人であります小沢勝司氏の任期満了に伴い、引き続き同氏を任命したいので同意を得るため提案するものであります。

議案第10号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることにつ

いてご説明申し上げます。

本案は、階上町教育委員会委員の一人であります熊谷道雄氏の任期満了に伴い、引き続き同氏を任命したいので同意を得るため提案するものであります。

議案第11号 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、第1号被保険者の普通徴収に係る保険料の延滞金について、町税条例に準ずるため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程におきましてのご質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので慎重にご審議の上、原案のとおり認定並びに御議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（荒道鶴造君） これをもって、提案理由の説明を終わります。



#### ◎日程第4 陳情第1号

○議長（荒道鶴造君） 日程第4、陳情第1号 国立療養所八戸病院の結核病棟を堅持し、充実を求める陳情の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております陳情の件については、会議規則第39条の規定により教育民生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって陳情第1号については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。



#### ◎休会の件

○議長（荒道鶴造君） お諮りいたします。

議事の都合により、明日９月１２日は休会といたしたいと思いをます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって、明日９月１２日は休会することに決定いたしました。

○議長（荒道鶴造君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の開会日時は９月１３日午前１０時からいたします。



#### ◎散会の宣告

○議長（荒道鶴造君） 本日はこれにて散会いたします。

散会 午前１０時４７分

議事日程 (第2号)

平成12年9月13日(水曜日)午前10時開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1 番 高 松 久美子 君  | 2 番 石 川 清 人 君  |
| 3 番 山 田 恵 治 君  | 4 番 土 橋 信 夫 君  |
| 5 番 郷 州 公 典 君  | 6 番 上 山 博 一 君  |
| 7 番 松 森 高 君    | 8 番 佐 京 登 君    |
| 9 番 畑 中 弘 實 君  | 10 番 大 前 典 男 君 |
| 11 番 桑 原 一 夫 君 | 12 番 木 村 勝 彦 君 |
| 13 番 阿 部 敏 秋 君 | 14 番 浜 谷 豊 美 君 |
| 15 番 平 戸 茂 雄 君 | 16 番 松 倉 正 美 君 |
| 17 番 田 端 清 君   | 18 番 荒 道 鶴 造 君 |

欠席議員(なし)

説明のための出席者

|                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 町 長 正部家 佑 介 君     | 収 入 役 伊 藤 昭一郎 君   |
| 教 育 長 山 本 雅 教 君   | 総 務 課 長 浜 谷 政 己 君 |
| 企 画 課 長 浜 谷 義 勝 君 | 税 務 課 長 松 橋 隆 巳 君 |
| 保健福祉課長 鳩 文 男 君    | 農 林 課 長 高 階 繁 雄 君 |
| 建 設 課 長 中 村 豊 志 君 | 町 民 課 長 上 沢 寿 勝 君 |

水産商工課長 中 城 功 君  
出 納 室 長 池 田 隆 君  
学 務 課 長 三 上 孝 八 君  
体 育 課 長 小 沢 勝 君  
農林委員会事務局長 工 藤 靖 夫 君

中央保育所長 桑 原 定 男 君  
教 育 次 長 三 上 孝 八 君  
社会教育課長 林 貢 君  
給食センター所長 三 上 孝 八 君  
代表監査委員 渡 部 直 樹 君

#### 職務のための出席者

議会事務局長 高 橋 信 一 君  
総務課庶務係長 田 中 昇 君

総務課長補佐 上 博文 君

---

開会 午前10時00分

#### ◎開議の宣告

○議長（荒道鶴造君） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

#### ◎議事日程の報告

○議長（荒道鶴造君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### ◎日程第1 一般質問

○議長（荒道鶴造君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

3番山田恵治君の質問を許します。3番山田恵治君。

〔3番山田恵治君 登壇〕

○3番（山田恵治君） 9月の定例議会に一般質問の場を頂きありがとうございます。

通告に従い質問をさせていただきます。

地方分権一括法における市町村の合併に関する法律、すなわち合併特例法が平成17年3月31日までの時限法として平成11年7月16日に公布されて以来、全国各地での合併の論議を目にし耳にするようになりました。それは、市町村合併に向けて国の姿勢が、中立から推進へと大きく転換をして来たことにあります。

全国で約3,200ある市町村を、数年後には1,000程度まで減らすという、自民、公明の政策協議での合意があり、また、自民党も以前から300市構想を提言しており、そんな中自治省は、大蔵省へ市町村合併のための補助金を要求、また、地方分権一括法の成立を受けて、市町村の合併推進についての指針を全国の都道府県知事に示しました。

合併推進についての要綱を平成12年度中の早い時期での作成や、都道府県は市町村合併のパターンを作成するなど、また、合併協議会の設置の促進、財政措置の拡充、旧市町村単位の振興、合併に消極的となる事項への対応、国・都道府県の協力等々、推進に向けての施策を相次いで打ち出してまいりました。

青森県においても市町村の合併パターンが示され、6月30日付けのデーリー新聞紙上にも掲載されました。67市町村を11区分に分け、私たちの住む階上町は八戸市と三戸郡内10町村の合併パターンの提示となっておりました。昨年度から自主的な市町村合併の推進に向けて、県南地方でも八戸市を始め周辺市町村での合併への関心が高まりつつあるように思います。八戸市は、平成9年12月に策定した第4次総合計画基本構想の中で市町村合併を推進し、将来的に中核都市を目指すことを打ち出しました。八戸商工会議所の青年部や、八戸青年会議所がこれを契機に合併に関して積極的な研究等を行い、フォーラムや講演会、アンケート調査等を実施して来ております。

今年に入ってから何度か、市町村合併に関する議員へのアンケートも頂いております。また、7月に行われた東南地域議員研修会において、合併をテーマにした講演会もありました。青森県市町村合併研究会の報告書や、南部地域合併研究会のアンケート調査結果などを目にする中で、自分たちの住んでいる地域のことであり、勉強をし、研究をして行かなければならない時期に来ているように思います。

8月4日にハートフルプラザで開かれた合併を考える勉強会の中で、階上町の地域

づくりを推進する住民グループが、八戸市との合併の是非を検討する法定合併協議会の設置を求める住民発議を起こすことを明らかにしました。このグループは、県内初の住民発議へ向け、署名運動を行うと発表しております。

南部地域合併研究会が、八戸市、三戸郡10町村、上北郡百石町・六戸町・下田町の計14市町村でアンケート調査を実施しております。階上町のアンケート回収状況は、1,030人を対象にし 383人の回収、37.2パーセントの回収率で少し低いように思いますが、その結果の中に、他の市町村と合併することに関心をお持ちですか、という質問に、階上町民の66.9パーセントが関心があると答えております。また、合併する必要がありますか、という問いには、合併する必要がある。また、将来に向けて検討する必要がある、と答えた町民は68.7パーセントにのぼりました。また、合併するとすれば検討した方が良くと思われる市町村のベスト3に、八戸市が87.9パーセント、南郷村が23.6パーセント、福地村が17.4パーセント、複数回答ではありますが、このようなアンケート結果が出ておりました。

そこで、町長にお伺いいたします。町内でも動きのある町村合併について、どのような考えをお持ちなのでしょうか。八戸市との合併を考えるにあたり、階上町の合併のメリットは何だとお考えでしょうか。また、デメリットはどういうことが考えられるとお考えでしょうか。

第2の質問は、八戸市に隣接する蒼前、野場中、石鉢の道路網の整備についてであります。私は、昨年9月の定例議会でこの地域におけるまちづくりのビジョンについて質問をさせていただきました。その時の町長の答弁は、町は第3次総合振興計画を策定中で、都市計画法、下水道計画に沿って進めて行く。グラウンド拡張と言うことなど一遍にはいずれ出来ません。ですからこの辺を、どれを優先してやって行くのか十分検討をして具体化して行かざるを得ないだろう。一つ一つやって行きたいと、そういうことでご了解いただきたい。とお答えになっておりました。

今年度に入り、第3次総合振興計画が策定されました。その計画の性格は、施策の決定、予算編成の基本となるものであり、各分野における上位計画として位置付けられるものと謳っております。基本計画の第1章に、快適で安心して暮らせるまちづくりとあり、道路網の整備の基本方針の中で、生活道路については居住者の生活利便と

交通安全を確保するため、景観に配慮しながら既存道路の改善整備を図り、このために生活道路の行き止まり解消や、市街地、集落地内における個性的な環境道路、生活道路の整備を地区の特性に応じて進めていきます。と言っておりますが、道路網の整備の現状は1級、2級町道で71.7パーセントの舗装率で、その他の町道では40.6パーセントしか舗装されていないのが現状です。

3地区の行政区の中でも特に蒼前地区は蒼前1号線から蒼前35号線まで、その他の町道が碁盤の目に走っており、いかに未舗装の道路が多いかということは私が言うまでもなく、まちづくりに携わる皆さんが一番良くご存じのことと思うのです。この地区の4月末での世帯数は1,936世帯、人口は4,860人、10年前の平成2年の人口、世帯数から見て約1.5倍に増加し、現在も増えつづけている地域であります。

町長は、この地域の特性をどの様にお考えなのでしょうか。そして、個性的な環境道路、生活道路等の整備を具体的にどの様に進めて行く政策をお持ちなのでしょうか。昨年、十分検討して具体化して行かざるを得ないだろうとおっしゃっておりました。では、第3次総合振興計画の中で前期5ヵ年でこの地域の道路整備を具体的にどこまで進めるのか、また、後期5ヵ年ではこういった具体的な計画をお持ちなのでしょうか。お答えをお願いします。

質問の第3点は、石鉢小学校のグラウンド拡張整備の件であります。石鉢小学校は現在、生徒数が340人で階上町内の小学校では最大の生徒数を誇る学校です。しかしその小学校のグラウンドと言え、最大1周170メートルをとると走るコースが非常に狭く、また直線にして60メートルのコースしか設定できない状況にあります。石鉢小学校の部活動には、野球部、陸上部、ミニバスケット、音楽、太鼓とありますが、そのうち野球部と陸上部がグラウンドを使いますが、野球部が毎日グラウンドを使うため陸上部は駐車場を走っているの現状です。野球部は県大会で優勝するなど大変良い成績をおさめていますが、その野球のダイヤモンドの中に遊具の鉄棒があり、いつも危険の中で練習をしております。昨年度の3学期に部活動に対するアンケートを取りました、その中にサッカー部を作りたいと言う声がたくさんありました。しかし、こう言った保護者や生徒の声も狭いグラウンドには届きません。全校生徒が一斉にこのグラウンドを使用する時や、全校生徒がマラソンを練習する時など、全生徒が

グラウンドを使用できず高学年は駐車場をコースとして走るなど、大変心配される状況の中で授業を受けていることもあるのです。

昨年、青森県はスポーツ立県宣言をいたしました。スポーツに親しみ、スポーツに強い青森県の実現を目指して、県民の誰もが、いつでも、どこでも、スポーツに親しむことのできる環境づくりに努める、とありました。

この石鉢学区は、階上町民の約3分の1の人口4,860人が住んでいる地域であり、小学生の数も少子化が叫ばれるなか少しずつではありますが増えつづけております。しかし、階上町の小学校8校の中でグラウンドの広さは下から数えて何番目というような狭さではないでしょうか。階上町第3次総合振興計画の義務教育の充実の中で、児童生徒数の動向や施設の規模に合わせた適正な施設整備を計画的に進める、とあります。平成10年度に、石鉢小学校の校庭を拡張して頂きたいと言う要望書が区長を通じて出されております。青森県のスポーツ立県宣言にふさわしい環境づくりという視点から、町長はこの件に対して具体的にどのような計画をお考えなのでしょうか。以上3点の町長の所見をお伺いしたいと思います。

これをもって、壇上からの質問を終わらせて頂きます。（拍手）

○議長（荒道鶴造君） 町長正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 山田議員の一般質問にお答えいたします。

3点にわたっているわけではありますが、いずれも重要な大事なご質問だと言うことでありますが、そういう中で、冒頭の町村合併についてというふうなことでありまして、これまた現段階でという感じもあるわけではありますが、いずれにしても大きなテーマであると、町村合併についてはという意味ですが、町民にとっても勿論でありますし、町の将来にとっても最も重要なことと認識をしております。今、山田議員からお話しありましたように、県の合併研究会の報告が出されたわけではありますが、ご承知のように10月頃県要綱が出される見通しと言うことであります。現段階でお話しする、こういうことになるわけではありますが、いずれ遅い早いとはともかくとして市町村合併という方向に進んで行かざるを得ないのかなと言う、私自身はそういう感じ方をしております。ご質問の中で、八戸市との合併について、そのメリット、デメリットと言うふうなご質問だったと、こう言うふうにお話しがあったわけであります

が、率直に言って、これを一口でメリット、デメリットを申し上げると言うことは難しい、人それぞれの受け止め方ということも勿論あるわけでありまして、例えば同じ状況でも、あー自然がいっぱいあっていいな、言うふうないわゆる受け止め方をする方もおられれば、不便でしょうがない、言うふうな感じ方、或いは都市化が進んで行きますと便利になってとてもいいと言う感じ方もあれば、自然が失われた、言うふうな受け止め方もあろうと、こう思います。そういう意味でも、人それぞれの感じ方というのがあるんだということでもありますから、その辺も含めて一口で言うことは大変難しいとこう思ってますが。いずれ、メリット一般的な、一般的におおざっぱに言う、と、メリットとしてはスケールメリット、と言うのは当然考えられることだこう思います。また、デメリットとしましては、どうしてもきめ細かなところに行くどうしてもその辺のところの問題が出てくるのかな、言う気がいたしますし、また地域の伝統や文化、これは関係者のご努力で営々と受け継がれているわけですが、その辺のところをどういうふうに維持して行くのかと言うふうなこと、これら懸念がされるわけでありまして、少なくともこれまでの昭和の大合併、言われました時があったわけでありまして、周辺いわゆる市の中心部はともかくとして、その周辺の10町村と申し上げればいいとおもいますが、その辺が寂れるんじゃないかというふうな懸念も言われてるところであります。おおざっぱに言いますと、そういうふうなことであります。あるのかなと思ってます。一口に言うのは難しいと言う前提のもとで、おおざっぱに言う、と、そういうところかなと、言うふうに思っております。

いずれにしても、明治22年に町村制が施行されまして、旧8ヵ村いまで言う、と大字単位の村があったわけでありまして、それが合併して階上村として誕生と言いますか発足以来、我が階上は一度も合併を経験をしてない。そういう意味では、未知の分野と言うことも出来るわけでありまして、そういうことからしましても山田議員がさっきお話しになりましたように勉強する、認識を深める、これは大変大事なことだと言うふうに思っております。いずれ、県の要綱が出るわけでありまして、またさきほどもお話ししましたように現段階でということも申し上げましたが、国県の動向ということもありますし、合併ということは結婚と同じでありまして相手のあることでありますから、さきほど申し上げたように国県の動向など含めて慎重な見極めが大事

ですし、慎重な対応して行きたい。そして、町の将来この地域にとって、そして町民の皆さんにとってどうすることがいいのかと言うことは、これは私自信だけではなくて議員の皆さん、町民にとっても繰り返しになりますが最も重要なことだと言うふうに思ってますから、そういうことで十分に議論をして行くべきことだと言うふうに思っております。

続きまして第2点目の、蒼前、野場中、石鉢の道路整備についてであります。第3次総合計画における蒼前、野場中、石鉢地区の道路整備計画と言うことでありますが、現在町の道路計画としましては、すでに広報はしかみで公表をしているわけですが、平成7年度に策定いたしました地方道路計画と、平成11年度に決定いたしました都市計画街路があります。町道につきましては、幹線道路の整備に合わせ生活道路等は地区の特性に応じて進めて行くことというふうになっております。当地区に係る整備計画では、都市計画街路6路線がありまして平成15年度以降に具体化して行きたい、こういうふうに思っております。町道につきましては、1級、2級の幹線道路は継続して維持補修を進めてまいりたいと思っておりますし、その他の町道と生活道路については、ほとんどの路線に私道も絡んでおりますので権利関係、登記関係等が整理されれば必要に応じ他の地区とのバランス、財政を勿論のことではありますが、見ながら整備をして行きたいと、こう思っているところであります。後期計画云々とかありましたが、今まだ後期計画のことについては計画されておられません。いずれにしても、この地区に限らず道路等はこれでいいと言うことはないわけでありまして、大変町民の方々にはご不便をおかけしてるわけですが、このご不便と言う意味は蒼前、野場中、石鉢地区だけではない。町全体にわたりまして道路については、これで十分だと思ってませんし、また、なかなかこれでいいんだと言う状況まで行くということは暫くの時間がかかると、これは財政的な意味合いから言ってもご理解頂けることだろうと思っております。

また、石鉢小学校のグラウンドのことではありますが、これにつきましても山田議員のお話のとおり人口が増えている、児童数も若干最近は鈍化した傾向が見られるとこうは思っておりますし、平成10年代後半になりますと若干減り加減な傾向が見られているわけではありますが、それにしましても町内の各学校に比較しますと、児童数の

割合に比較してグラウンドの面積、校庭と言いますかグラウンドの面積が小さい。これについては、必要な面積その基準があるわけでありますが、それでもさきほど申し上げましたように、町内では児童数に対して面積が小さい方であるということは現実のことです。そういった意味から行きましても、その整備につきましては今後の大事な、大事な課題として検討をして行きたいと言うふうに思っているところであります。

以上のことで、私からの答弁は終わらして頂きます。

○議長（荒道鶴造君） 3 番山田恵治君。

○3 番（山田恵治君） 3 番山田です。いろいろ答弁を頂きましてありがとうございます。9 月の 3 日に大島文部大臣がハートフルプラザで国政報告会を行いました。その席上、町長祝辞の中で、地方分権の受け皿としてのまちづくりをして行かなければならない、と言うお話しをされておりました。今も、個人的には合併という方向で感じているということでございましたが、合併を視野に入れてのまちづくりをすれば、時限法で定められた平成17年 3 月31日を当面の目標とお考えなのでしょうか。と言いますのは、現在階上町内の有志によります住民発議の準備が進んでいる模様で、10月上旬を目処にアンケート、じゃなくて住民発議のための署名を集めるということで動いているそうでございますが、50分の 1 の署名が集まった時点で町長は議会にそれを付議するという考えでおられますのでしょうか。また、2 番目の振興計画で策定をされました道路計画、昨年も具体的に政策を目標を持って具体化して行かなければならない、こうおっしゃってございましたが、具体化するということは数値目標を持つということではないのでしょうか。例えば、振興計画の前期 5 年で 3 地区のこの町道の舗装率を 1 級、2 級町道並みの 70 パーセントまで舗装をするということか。例えば、蒼前 1 号線から蒼前 35 号線までの舗装率を町道並みの舗装率にする、そういった目標を持つことが具体化して行くということではないのでしょうか。この地区の町民は、長い間道路網の整備と側溝の整備をお願いをして来ております。数値目標を持って生活道路の整備をして行くことが、振興計画に掲げる快適で安心して暮らせるまちづくりにつながるのだと思います。現在、蒼前地区一つだけの区を見ても世帯数で 885 世帯 1,710 名、学生を除いてこれだけの住民票を持ってこない学生を除いてこれだけの人

が住んでおります。蒼前1号線から蒼前35号線までの現在の舗装率は30パーセントに満たない状況です。これは本当に大変なことです。特にこの地域は、全国からの学生が集まるまちです。全国の学生街を見ても、これほどひどい砂利道はないのではないのでしょうか。数値目標を上げて頂きたいと思います。

3番目は、石鉢のグラウンドの件ですが、昨年、運動会に町長が来られまして、そのグラウンドいっぱいには生徒たちが、生徒たちのことが思い出されると思います。また、回りの保護者たちがグラウンドの回りに座りきれないほど集まっていたことを思い出しませんでしょうか。町長は、来賓席で隣に座っている私にこう言いました。随分たくさんの人ですねー。生徒は何人いるんですか、尋ねられました。あのことを思い出して頂ければ、グラウンドの狭さがわかると思います。スポーツ立県宣言策定の趣旨の中で、スポーツは県民の誰もがいつでも、どこでも、スポーツに親しむことの出来る社会環境をつくり出すことは、福祉日本一を目指す健康づくり、青少年の健全育成による人づくり、更には郷土愛を育む上で極めて重要なことであるとあります。このことは、町長が日頃おっしゃっていることと同じだと思います。こういった視点に立つと、狭い石鉢小学校のグラウンドの拡張を検討して行かなければならないから、具体化していかなければならないと、考えていかなければならないと思いますが、如何でしょうか。

○議長（荒道鶴造君） 町長正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） それでは、山田議員の再質問にお答えをいたします。地方分権云々、また時限法であるそういうふうなところを視野に入れて考えるのかと、こう言うご質問だったとこう思っておりますが。これは、繰り返しになる部分結構あるのでありまして、県の要綱がまだ出ない段階で仮定の、仮定と言うのは仮のと言うんですが、ことにお答えすると言うことは極めてお答えしにくいわけでありまして、いずれ、ただ時限立法であるということは確かなことでありまして、それらも勿論のこと視野に入れてということになるんだらうと、言う認識はしております。ただ、さきほど申し上げましたように、まだまだ国県の動向ということもハッキリしないって言いますか、また相手のあることというふうなこともありますのでその辺のところで今日の答弁は、そういったことで勘弁願いたいとこう思っておりますし、また住民発議の

件につきましても仮定のことでお答えは現時点では差し控えさせて頂きたいと、差し控えたいこう思っております。

道路につきましては、総論としてはまったくその通りだと思っております。さっきも申し上げましたようにご不便をかけてる、ただこの地区だけと言うわけには私の立場はいかないのでありまして、町全体をとにかく見ながらそして各地区、各分野からいろんな多様なご要望が出てくるわけでありまして、これをいっきに出来ないということは山田議員も、財政上も、言ってもご理解頂けるだろうと、石鉢以外に住んでいる方も町民であるというふうなことでありますから、全体として各地区、各分野それぞれご不便をおかけしてる、十分だとは決して思っていると、これでいいんだと言うことは思っておりません。ただ、長い期間でじゃあ数値目標ということで20年も30年さきまでもやっておくことが果して有効なのかどうかと考えるとですよ、例に上げればじゃあ20、30年前に石鉢地区が今ほどの人口になると予想出来た方というのはいなかっただろうと、こう思います。ですから、そういった意味でも現実的な計画ということで考えて行かなくてははいけませんし、社会情勢の目まぐるしく社会情勢も変わってるわけでありまして、今のいわゆるコンピュータ化された社会というふうなことも、しばらく前までは誰も予想をしえないようなスピードで変化をして来てるというふうなことです。ですから、社会情勢の変化ということを考えると一定期間以上の計画を数値だ、数値だということでやっておくことが果して現実的な対応なのか、私はそう思います。例に上げたのが適切だったかどうかは別として、考え方としてはそういうふうなことであります。その他、補足があれば担当の課長からお答えをしてもらえたいと、こう思いますが。

石鉢小学校のグラウンドにつきましても、その必要性ということは私自身もさっきもお話ししましたように感じてるところであります。ただ、これまで教育施設、公立学校の施設整備と言うのか、学校建築、建設早く言えばそういうことですが、これをほとんど毎年建設をして来て教育施設の建設という意味では一つの区切りを迎えつつあります。そういった意味で、今年度大蛇小学校の水洗化工事を含めて、新設工事を含めて工事をしてるわけでありまして、それらが終わりますと、石鉢だけ考えてればいいんだと言う立場には、私はないということもご理解を頂きたい。勿論、都市計画

等々とか下水道についても蒼前地区から着手をするというふうな計画にもなってるわけでありまして、そういったことも含めましてご理解を頂きたいと、こう思います。

以上であります。

○議長（荒道鶴造君） 3番山田恵治君。

○3番（山田恵治君） 大変ご丁寧なご答弁を頂きありがとうございます。第3次総合振興計画が確実に実を結ぶためにも、階上町のまちづくりのトップに立つ町長が是非各担当課に具体策を示し、町民の意見、要望に耳を傾け、住みよいまちづくりが出来ることだと、耳を傾けることで住みよいまちづくりが出来ることだと思います。

第3次総合振興計画にある施策が一つ一つ形になることを願って質問を終わらせて頂きます。ありがとうございました。

○議長（荒道鶴造君） 以上で、3番山田恵治君の質問を終わります。

---

○議長（荒道鶴造君） 4番土橋信夫君の質問を許します。4番土橋信夫君。

○4番（土橋信夫君） 平成12年9月定例会の開会に当たり、一般質問の機械を与えていただきありがとうございます。通告に従い、一般質問をいたします。

まずはじめに、町有財産の管理の状況と利用計画についてお聞きいたします。蒼前地区、現在の行政区では蒼前地区と野場中地区の一部ですが、ここではかつて周辺部と地区の縦横に防風林がありました。地区の人口の増加、開発の進展に伴い町有地である防風林の一部は道路、集会施設、公園といった行政財産として活用され、また本町へ進出した企業の工場用地となり、そして町財政の財源確保のために売却された土地も相当数あると思います。時代の変遷と共に地区も変貌し、防風林としての機能の必要性も低下した結果止むを得ないことと思いますが、現在の当該地区の山積する生活環境問題を思うとき、これまでの貴重な町有財産の管理と利用に関し、しっかりした計画を持っていればもっと良い地区のまちづくりが出来たのではないかと思う次第であります。過ぎ去りしことは、今更言ってもしょうがございませんので、現在残っている旧防風林についての質問をいたします。

まず第1点目として、どのようなかたちで、どの程度残っているのか。利用状態と

面積をお聞きします。

第2点目として、今後どのような利用計画を考えているのか。それぞれお聞きしたいと思います。

次に、階上町総合振興計画の実施について伺います。

本年6月定例会において定められた、第3次階上町総合振興計画基本構想に基づきいよいよ21世紀に向けた階上町のまちづくりがスタートしました。計画策定の目的として、これまでのまちづくりで残された課題を受け継いで行くとともに、新たな社会状況を踏まえながら21世紀初頭の階上町の姿を描き出していくという使命を担っています。とうたっています。しかし、基本構想、基本計画の実施に当たっては、当然のことながら予算が伴います。そして、各年度の予算編成の基本的指針となる3年毎の実施計画が策定されなければなりません。いくら素晴らしい将来像を描いたとしてもそれが実施計画に反映されなければ絵に描いた餅になってしまいます。

豊かでうるおいのある町民生活実現のための基本構想、基本計画を実のあるものとするため、実施計画策定に当たっての町長の基本的な考え方をお聞きしたいと思います。

主要地方道八戸大野線整備促進連絡会議について質問いたします。

新聞紙上によると、去る7月11日青森・岩手両県の関係市町村からなる整備促進連絡会議が設立されたとのことですが、その内容についてお聞きします。

主要地方道八戸大野線は、古くは久慈街道として青森県南と岩手県北を結ぶ主要な交通路であり、歴史的にも地域の重要路線でありました。重要性においては、沿線の市町村が1市2町2村に及ぶこと。また、八戸市から岩手県北の中核都市である久慈市まで最短距離である等の理由から、近年ますますその利用が高まり、整備を望む声も大きくなっております。このような時期に、関係市町村による整備促進連絡会議が設立されたことは誠に時宜にかなったことだと思います。

そこで質問の第1点目として、主要地方道八戸大野線整備促進連絡会議の事業内容について、また第2点目として、階上町としてこの会議に対する考え方をお聞きします。

中山間地域の振興について質問いたします。

傾斜地等の不利な条件を有する中山間地域は、他の地域に比較し人口の過疎化、高齢化がより顕著に進行し、このままでは中山間地域はもとより我が国全般にわたり大きな問題として、今、抜本的な対策が求められています。

本町では、これの対応として中山間地域総合整備事業を取り入れ実施しています。しかしながら、本町の中山間地域総合整備事業を概観すると、農村総合整備モデル事業の未整備事業の継承部分として、また、林業地域総合整備事業の導入による階上岳整備構想への部分的充当など、いわば中山間地域総合整備事業として理解しにくい事業形態になっているのではないかと思います。また、住民サイドからは、中山間地域の特殊性、必要性から町政に対し通常の行政事務のプラス効果の期待もあることから本町の中山間地域振興に対する基本的な考え方をお伺いします。

次に、中山間地域総合整備事業の推進体制についてお伺いします。

階上町中山間地域総合整備事業推進委員会設置規則第1条によると、町長は、階上町中山間地域総合整備事業を円滑に推進するため地域総合整備事業推進委員会を設置する。第2条は、委員の任務条項になっており、同条第1項第1号委員は事業の趣旨内容を地区住民に周知啓蒙を図ること。そして、同条同項第2号委員は地区住民の意向等の汲み上げを図ることと規定しています。

そこで第2点目として、階上町中山間地域総合整備事業推進委員会の活動実態について質問いたします。

最後の質問となりますが、役場庁舎の冷房施設の整備について質問いたします。

地球の温暖化現象に起因するためか、近年夏場の猛暑が続いています。職員の方々の汗を拭き拭き公務に精励する姿も頼もしく思われますが、仕事の効率、庁舎を訪れる町民への行政サービスの提供という面からも、また、デスクワークを主とする民間の事業所との実情の比較から言っても、冷房設備導入の検討時期に来ているのではないかと思います。町長のお考えをお聞きします。

以上5項目9点について所見をお伺いし、壇上からの質問を終わります。（拍手）

○議長（荒道鶴造君） 町長正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 土橋議員の質問に順次お答えをいたします。

大変多岐にわたっておりますからであります。まず最初に蒼前地区にある普通財

産、いわゆる防風林と言うことですが、このことでありますが、現在の防風林は11.2ヘクタールとなっております。管理の状況については、宅地化がご承知のように進む地域にあるため、隣接に家を建てておられる町民から枝や葉が落ちる、折れる等危険である等の苦情も多いことから、一部防風林につきましては間伐や除伐と言いますか伐採をして対応しております。また、今後の利用計画につきましては、この地区はご承知のように都市計画区域でもあり、今後の整備状況等を考慮に入れながら緑地や道路用地として確保をしておく、こう言う考えを持っております。なお、森林組合との分収造林契約があったわけでありましたが、これにつきましては今年7月1日を持って契約を解除したところであります。

第2点目の、階上町総合振興計画の実施についてであります。階上町総合振興計画における実施計画策定の基本的な考え方ということについてお答えを申し上げます。第3次階上町総合振興計画におけるまちづくりは、ゆめ みらい 心ときめく ふるさとづくりを基本理念として、快適で安心してらせるまちづくり、2番目に活力あふれる21世紀の産業づくり、3. ともに生き支え合う福祉のまちづくり、4番目として未来をになう人づくり、5番目としてふれあいと交流の地域づくり、6番目として開かれた行財政づくり、この大項目6つの柱からなる施策大綱によって、健康で安らぎのある 生き生きとしたまちの実現を図ることにしております。そして、大綱に基づきまして各施策を掲げ、更に実施計画の目標を定めて町土の、町のと言う意味ですが、町土の均衡ある発展を目指して行くことと、行きたいと思っております。今後は前期計画の着実な実施を図るため、計画の管理とその評価を徹底してその達成を図って行きたい、こう思っております。いずれにしましても、具体化をして行くに当たりましては町民の皆さんや関係者等のご意見もいただき、そしてご協力も頂いてやってかなきゃいけない、こう認識しております。

その次に、主要地方道八戸大野線であります。これについてはお褒めの言葉を頂きまして大変有り難く思っております。主要地方道八戸大野線整備促進連絡会の事業内容と、今後の計画及び町としてどのような関与をして行くのかと言うご質問であります。さっきも土橋議員がお話しされましたように、この連絡会は大野村が発起人となって組織づくりを進めておりまして、大野村、軽米町、八戸市、南郷村、階上町

の1市2町2村で平成12年7月11日に大野村長を会長として設立された組織であります。事業内容としましては、当路線の整備促進に対する、関する要望を主といたしまして、整備促進に関する事業協力、情報の収集・提供等を総会で議決したところであります。今後の計画といたしましては、青森県、岩手県の関係機関に要望を行うということではありますが、何分まだ立ち上がったばかりの組織でありますので、要望内容要望の仕方、要望先、要望時期等については、現在、大野村が中心となって進めているところであります。また、町としてどのような関与をして行くのかということではありますが、この路線の中でも急カーブの解消、田代地区バイパスの整備促進を働きかけて行かなければならないと思ってるところでありまして、現在、そのために関係機関からの情報の収集に努めているところであります。また、情報については機会を見ながら、チャンスを見ながらという意味ですが、地元の方々に出来るだけ情報を提供して、またご協力をお願いして行きたい、こう思います。

その次に、中山間地域振興の基本的な考え方について、ということではありますが。中山間地域は、一般的に平地の周辺部から山間地にいたるまとまった平坦な高地の少ない地域と定義され、農村地域の中でも森林や急傾斜地が多く平坦な高地が少なく。2番目として、都市や市街地への交通条件が悪い。3番目として、就業機会が少なく過疎化や高齢化が進行してる等、経営規模の拡大や生産性向上等による農業振興や地域の活性化を図る上で、平地農村に比べて不利な地域として捕らえられております。しかしながら、中山間地域の範囲を指定する明確な定義は存在しないことから、様々な指標や法指定等により中山間地域の範囲、区分が示されております。現在、階上町で中山間地域として捕らえている地域は、中山間地域総合整備事業を実施している地域ですが、その地域において実施予定の事業は中山間地域総合整備事業及び林業地域総合整備事業であります。中でも、中山間地域全域にわたる事業は中山間地域総合整備事業でありますので、以下、中山間地域総合整備事業について述べていきたいと思っております。

中山間地域総合整備事業は、農業生産基盤、農村生活環境基盤等の整備を総合的にを行い、農業・農村の活性化を図り合わせて地域における定住の促進、国土・環境の保全等に資することを目的に平成2年度に創設されました。

本事業の対象地域は、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び特定農山村法による指定を受けた市町村又は準じた地域であって、以下の要件をともに満たす地域とされております。

一つは、農用地の主傾斜が概ね 100分の1 以上の面積が50パーセント以上を占める地域。

二つ目は、林野率が50パーセント以上を占める地域であります。階上町はご存じのとおりこれら5法の指定は受けておりませんので、準じる地域の要件を満たす地域において、中山間地域総合整備事業を実施することが可能となります。

以上の要件を満たす地域として、赤保内の一部、鳥屋部、金山沢、平内、晴山沢、田代の各集落を対象に事業を計画したものであります。また、昭和58年度から実施してまいりました農村総合整備事業、モデル事業であります。当初予定していた事業期間に事業完了が出来ないことから、南郷村で計画していた中山間地域総合整備事業に名川町、階上町を含めた広域連携型として平成9年度に事業採択をうけたものです。従いましてその事業内容は、農村総合整備モデル事業の未整備事業を中心に計画され新規事業としては赤保内地区の農地防災、田代地区の農道整備・農村公園、鳥屋部地区の農村公園・活性化広場・交流施設となっております。また、同時期に階上岳の整備構想が策定されたことから、登山口に整備する計画であった農村公園・活性化広場交流施設を周辺環境の整備と一体的に整備することとしたものであります。

これらの事業を円滑に推進するため、平成8年6月24日に関係区長を中心に生活グループや農協女性部、ビックウーマン代表を加えた推進委員会を組織し、事業内容の説明等を行っております。また、平成9年11月27日には漁協婦人部やハーバルキッチン等、各地域の女性グループの代表者の会議を開催いたしましたところ、若葉グループの方から中山間地域総合整備事業の質問がありましたので、事業内容等について説明を行っております。更に、鳥屋部地区においては、階上岳整備構想の中心的地域であることから集落総会において全体計画の説明を行うなど、中山間地域総合整備事業の内容について説明を行ってきたところであります。

今後とも、事業の推進につきましては、地元の区長さんを中心に地権者と協議しながら、円滑に事業を進めてまいりたいと考えておりますのでご理解とご協力をお願い

します。

次に、役場庁舎冷房施設の整備についてどのように考えているのか、と言うことでありますが。

庁舎の冷房設備につきましては、職員の快適環境と来庁者のサービス向上の点から考えますと、今夏のような暑さの年にはあってもいいのではないかと思います。現在の庁舎は昭和56年に建築され20年近く経過した現在、雨漏りや屋上の凍害などなど老朽化が進んで来ており、これらの補修にもかなりの費用が要することからままならない状態であるところでもあります。また、現在使用している床暖房は、今後配管等の設備に腐食等により支障が来るものと考えられることから、その際には冷房と暖房を備えた設備にしていまいりたいと考えているところでもあります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（荒道鶴造君） 農林課長高階繁雄君。

○農林課長（高階繁雄君） 中山間地域振興についての推進委員につきましては、町長がさきほどお答えしましたとおりであります。

第2点目の階上町中山間地域総合整備事業推進委員会の活動実態と言いますか、会議開催経過についてご説明いたします。

推進委員会会議開催の第1回目は、平成8年6月24日にハートフルプラザにおきまして、中山間地域総合整備事業の趣旨、内容、事業概要、事業期間、事業費、補助率等について説明を行っております。

第2回目は、平成9年3月25日ハートフルプラザにおいて、事業を実施するに当たって今までの事業経過及び事業実施計画、主要工事概要、法手続き等について説明をし、全体事業計画等について協議を行っております。

第3回目は、平成10年1月23日同じくハートフルプラザにおいて、事業認可及び事業経過、全体の事業費、工事内容について説明、平成9年度事業実施分及び平成10年度事業実施箇所の内訳等について説明会を開催。また、他町村の活性化事例について紹介しております。

以上、今までの推進委員会の会議内容等についての報告といたします。なお、今後の予定といたしましては、中山間地域総合整備事業の残事業では鳥屋部、田代、赤保

内地区となったことから、事業推進に関しては関係区長さん等と連絡調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（荒道鶴造君） 4番土橋信夫君。

○4番（土橋信夫君） 最初の町有財産の件ですが、大分ときも経ち周りの環境も変わりいろんな形で利用され、使用されていると思いますが、町有財産ということからその管理はきちっとやらなければならないと思います。そのようなことから、この件については地域の方々とよく協議して、地域発展のため役立ててほしいと思います。

次に、階上町総合振興計画の実施についてであります。いよいよ21世紀に向けた本町のまちづくりが実施の段階に入るわけですが、第3次階上町総合振興計画基本構想の計画策定目的として、これまでのまちづくりで残された課題を受け継いで行くとともに、新たな社会状況を踏まえながら21世紀初頭の階上町の姿を描き出していくという使命を担っています、とあるように第2次総合振興計画からの積み残しもあると思います。例えば、第1章第4節防災保全計画の中の防災計画については、防災事業を継続的に推進して災害に強い町づくりに努め、大震災に対応する防災計画を早期に改定します。とあります。第3章第6節保健衛生計画の中の老人保健では、在宅で介護を受けながら暮らしている人の83.3パーセントが脳卒中によるもので、成人保健と同様に脳卒中予防対策が急がれています。とあります。第4章第2節生涯学習社会の形成の中の生涯学習の推進については、豊かな人づくりのために行政各機関、関係諸団体、民間及び企業、教育機関、地域住民が共通理解を図り、相互協力をして生涯学習を推進していくための体制づくりや、生涯学習基本構想・基本計画の策定が急がれます。とあります。また、第1章第3節交通通信計画の中の交通安全対策では交通安全施設の整備が急務となっています。とあります。

このように、第2次階上町総合振興計画後期計画の中で、急務とされているものが4点ありまして、その内すぐ実現できるものは、町民の生命、財産を守るための防災計画と、生涯学習基本構想基本計画の策定であります。なのに、後期計画の5年が経過しても両計画とも策定されていない。このことは、実施計画の段階で策定、管理がしっかりしていないからではないのかと思われます。当然のことながら、計画の実施に当たっては予算が伴いますので各年度の予算編成の基本となるローリングが行われ

策定されるものだと思いますので、豊かでうるおいのある町民生活実現に向けてこの第3次階上町総合振興計画の実施計画の管理をきちっとやって頂きたいと思います。

第3点目の、主要地方道八戸大野線整備促進連絡会議についてであります。これは大野村が中心となって整備促進の運動が進められると言うことでありますが、町としても情報収集など積極的に係わって行きたいと言うことですので、田代地区は南郷側にバイパスが予定されているようですので、早期にこの整備が実現できるよう広域的な運動をお願いします。

第4点目の、中山間地域総合整備事業の推進体制についてであります。この例規集の中に階上町中山間地域総合整備事業推進委員会設置規則、平成8年6月20日規則第15号とありまして、その第1条は、町長は、階上町中山間地域総合整備事業を円滑に推進するため地域総合整備事業推進委員会を設置する。第2条第1項第1号では、委員は、事業の趣旨、内容を地区住民に周知啓蒙を図ること。同条同項第2号では、委員は、地区住民の意向などのくみ上げを図ること。同条同項第3号では、委員は、集落現況の調査の協力。第3条第1項には、委員は、別表に定める中山間地域総合整備事業の対象地区の代表者を以て組織し、町長が委嘱する。同条第2項では、委員の任期は3年とし、補充員は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。等とありますが、委員会委員は14名で組織されていますが、その半数は女性となっており設置規則第2条委員の任務からいきましても、本来の性格から見ましてもいかなもののでしょうか。その辺の理由をお聞きしたいと思います。

第5点目の、役場庁舎の冷房施設の整備についてですが、住民サービスの点から、また現在はほとんどの事業所で事務の効率化と言うことは勿論であります。来客者へのサービスと環境整備と言うことで冷暖房設備を導入しているわけでありまして、汗を拭きながらの仕事も頼もしく見えますが、やはり働く者と住む人の環境整備の一環として、役場庁舎への冷房設備導入の時ではないかと思われます。

以上であります。よろしくお願いします。

○議長（荒道鶴造君） 総務課長浜谷政己君。

○総務課長（浜谷政己君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

防災計画の見直しについては、遅れておりますことをお詫び申し上げます。平成10

年度、11年度の2ヵ年で素案づくりを行いまして、本年度は現在、その内容を検討中であり今後、県と協議し、防災会議に諮り、防災計画の見直しをしたいと考えております。

次に、役場庁舎への冷房施設の整備についての件であります。先ほど町長がお答えしたとおりであります。庁舎内への器具設置を考えますと、部屋の仕切りがなくただ広いものですからどのような形で配置をすればいいのか等々、今後、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 農林課長高階繁雄君。

○農林課長（高階繁雄君） お答えいたします。

階上町中山間地域総合整備事業推進委員会委員は14名で組織されており、ただいまのご質問の女性が多いのではないかとのことですが、これは平成8年に出来たものでありまして、ちょうど男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法などによりまして、社会情勢に合ったと言いますかそのようなことで女性の委員が半数になったのだと思います。

以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 4番土橋信夫君。

○4番（土橋信夫君） 第2点目の、総合振興計画についてであります。昨年の9月定例会の際、防災計画について一般質問をいたしました。その時の答弁は、策定をしたいということでしたがその後、12月定例会の議案として提出された補正予算の中でこのことが減額されました。このことから、しっかりとした実施計画の基に事業展開されるよう望むものであります。その後どのような様になっているのか総務課長にお聞きしたいと思います。

○議長（荒道鶴造君） 総務課長浜谷政己君。

○総務課長（浜谷政己君） お答えをいたします。

早急に進めたいところでありますが、今後、県との協議に相当の時間がかかると聞いております。これらをクリアして早期策定に向けて進めたいと思っておりますのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 土橋信夫君の本件に関する発言はすでに3回に及びましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により特に発言を許します。

4番土橋信夫君。

○4番（土橋信夫君） 限られた回数の中で質問をしているわけでありまして、もう終わりにりましたが、先ほどから申し上げているとおり実施計画の管理をきちっとやって、予算は当然伴うものですから各年度の予算編成の基本となるローリングをしっかりとやることによって第2次からの持ち越しされたもの、早急に対応しなければならないものの優先が見えてくると思います。

また、防災計画につきましても、日本列島あちこちで噴火活動とか地震のニュースが報じられておりますので早期に策定し、災害に備えて頂きたいと思います。

このようなことから、第3次総合振興計画においては実施計画をしっかり管理していただき、21世紀に向けた町づくりのため着実な事業推進をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（荒道鶴造君） 以上で4番土橋信夫君の質問を終わります。

この際暫時休憩いたします。

午後1時から会議を開きます。

休憩 午前11時46分

---

再開 午後1時

○議長（荒道鶴造君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

14番浜谷豊美君の質問を許します。14番浜谷豊美君。

○14番（浜谷豊美君） 今定例会において、一般質問の機会をいただきありがとうございました。また、去る6月には、お陰様で道仏小学校の校舎新增改築の落成式典を挙げることができました。現下、厳しい財政状況下にありながら町長の教育行政に対

するご英断と、また、これに呼応した議員各位並びに関係者の深いご理解とご協力に  
対しまして、地元の一人として、またPTAの一人として、この場をお借りして衷心  
より感謝申し上げます。

さて、それでは通告に従いまして、4点について質問させていただきます。

まず第1点目は、旧道仏中学校の跡地利用についてであります。この場所は、昭和  
58年に駅前中央団地として分譲され、当初35区画の宅地と公園予定地1ヵ所の計画で  
あったのですが、なかなか土地の動きもなく、また買っても未だ住宅の建築ま  
では至っていない箇所が見受けられます。これまでに売却された状況についてと、今  
後の見通しについてお伺いいたします。

それと、昨年アンケート調査を実施したわけですが、どのような結果になったのか、  
そして、今後どう言う対応をして行くお考えなのかお尋ねいたします。

2点目は、道仏中学校に夜間照明の設置についてであります。かつて、竹下内閣の  
肝入りで実施されたふるさと創成事業で、当時全国に3,245あった自治体に一律1億  
円が交付されたわけですが、我が階上町では、階上岳の整備計画をメインとして、農  
産物、海産物の加工施設の設置、そして社会体育の振興を目的とした階上中学校グラ  
ウンドの夜間照明の設置等、その他に使用されたと記憶しています。現在、設置され  
ている夜間照明施設の利用状況についてお示し頂きたいと思います。

また、近年は、余暇時間の増加やライフスタイルの変容等に伴い、町民の健康に対  
する関心も高まりつつあります。地域に根ざしたスポーツの振興を図ると言う観点か  
ら道仏中学校にも夜間照明施設が設置されれば、より一層町民の健康づくりが図られ  
ると思いますが、これについてお考えをお聞かせ頂きたいと思います。

3点目として、町内における学童保育についてお伺いいたします。低迷を続ける経  
済不況と、目まぐるしく動く社会情勢下にあって核家族化が進み、共働きも増加する  
傾向にありますが、町外に職場を求めざるをえない現状の中、小学生を持つ人達にと  
って職探しの大きな要因の一つとなっているのが子どものこととあります。現実とし  
て、学童保育を熱望する声が多数聞かれます。そこで、現在町内で実施されている学  
童保育の状況についてどうなっているのか、そして今後の計画についてお考えがあり  
ましたらお聞かせ頂きたいと思います。

最後に、市町村合併についてであります。さきほど山田議員から詳しく一般質問がなされましたので、私からは出来るだけ重複はさけたいとおもいますが、現段階における市町村合併に対する考え方について若干お尋ねしたいと思います。

今年4月から地方分権一括法が施行されて、いよいよ地方分権が実行の段階を迎えました。地方分権と市町村合併、この二つは国から地方の急所を狙われたようなものに思われます。景気低迷による税収の落ち込み、更に地方にとって命綱であるところの交付金が減額されて来るようなことになれば、何処の首長さんであっても緊迫感が高まるのは当然かと思えます。

そのような状況下、八戸市では南部地域合併研究会が組織され、町内でも去る8月4日、有志グループによる自主的な市町村合併を考える勉強会が開催されましたが、マスコミに取り上げられてから町民の方から、合併の話はもうそんなに進んでいるのかとか、合併はもう決まったのか等と聞かれたりする訳ですが、実際に郡下、或いは県下の首長さんの間で話し合いがなされているものではないでしょうかお伺いいたします。

以上、4点について申し上げました。財政厳しき折りではございますが、町長さんの誠意あるご回答をお願いいたしまして、壇上からの質問といたします。

(14番浜谷豊美君 降壇)

○議長(荒道鶴造君) 町長正部家佑介君。

○町長(正部家佑介君) それでは、浜谷議員の一般質問にお答えをいたします。

第1点目の、旧道仏中学校跡地利用についてのご質問にお答えします。まず、売却状況についてであります。昭和58年に全35区画を坪7万円から8万円で分譲いたしましたが、現在までの販売数は11区画となっています。販売当初の昭和58年に8区画、60年、63年にはそれぞれ1区画ずつ、そして平成7年に1区画販売され、現在5戸建築されております。しかし、その後申し込みがなく、今後においても価格が高いことから販売は見込めないものと思われれます。また、駅前・榊地区の地域活性化について両地域で検討会を重ねた結果、地域のアンケートによる要望は診療所、公園、町営住宅をと言う声が多数でありましたが、いずれの施策におきましても、当地域の空洞化や急激な人口減少が続いている中で、採算性及び活性化としての有効利用と言うことを考えますと現状では困難かと思われれます。

なお、これからの対応策についてですが、当地域の若者の定住促進による活性化と言う観点から、今後は民間活用を導入し、定期借地権を活用した宅地の供給施策により、地域の再活性化を図っていく考えであります。

第2点目の、道仏中学校グラウンドに夜間照明の設置についてであります。経過につきまは浜谷議員がお話しの通りと思いますが。

階上町グラウンド照明施設の利用状況であります。町体育協会のサッカー・野球を主体に、5月から8月までは土曜日、日曜日を除く毎日。9月から11月まではサッカーで週3日のペースで利用されているということであります。

次に、道仏中学校グラウンドに夜間照明の設置をと言うふうなお話しであります。現在、運動公園整備を進めて行きたいと言うことで考えておりまして、その中の運動施設に照明を設置し、町民の夜間利用の便宜を図ってまいりたいと考えております。そういう意味で、総合運動公園完成後は、この運動公園を拠点として町のスポーツの振興を図って行きたいと考えております。

参考までに申し上げますと、社会体育等に利用され階上中学校のクラブ活動等、中学校の利用は照明については使っていないと言う現状であります。

その次に、町内における学童保育についてであります。認識についてはまったく同感であります。核家族化が進み共働きが増加する現状を踏まえ、町内の保育所においても保護者の要望に応えるべく卒園した小学生に園を開放し遊ばせたり、学校帰りに立ち寄る部屋を設けたりそこで宿題をしたり、また習字等をボランティアで指導している保育園もあります。

町としては、特に学童保育の場は現在のところ設けていないわけですが、保育所特別保育事業の中の子育て支援センター事業、異年齢児との交流、異なった年齢と言う異年齢児との交流、子育て家庭への支援などの事業を各保育園に委託し対応しているところであります。共働きの増加や学校週5日制の導入などにより、日中保護者のいない家庭の小学校低学年児童に対する施策の充実が課題となっておりますし、また、女性の男女共同参画社会と、女性の社会参加と言うふうなことを考えましても学童保育の重要性と言うことについては十分に認識をしているところであります。

町の今後の計画といたしましては、公民館との複合施設と言うことで、児童センタ

ーとの複合施設で平成16年度に石鉢地区に建設をしているところでありまして、健全育成及び学童保育の充実を図ってまいりたいと言うふうに思っております。

その次に、市町村合併のことについてであります。さきほど浜谷議員からもお話しがありましたが、山田議員にお答えしたと重複する部分結構あると思いますが大事なことでありますからお話を申し上げたい、こう思います。

一般的に合併の効果、どう言うことがあるかと言うふうなことを考えますと、広域的な観点からのまちづくりの展開、重点的な投資による基盤整備の推進、総合的な活力の強化、地域のイメージアップ、環境問題、観光振興など広域的な調整が必要な施策の展開などがスムーズに、スムーズに可能となると言われているわけであります。例としましては、広域的視点に立って道路や公共施設の整備、土地利用、地域の個性を生かしたローリング等、まちづくりをより効果的に実施することができると。また環境問題や水資源問題、観光振興など広域的な調整、取り組み等を必要とする課題に関する施策を有効に展開できる。また、より大きな市町村の誕生が景気存在感や格式の格ですが、格の向上と地域のイメージアップにつながり、企業の進出や若者の定着、重要プロジェクトの誘致が期待できると。また、2番目として、住民サービスの維持・向上と言うことですが、住民にとってサービスの選択の幅が広がるとともに、現在のサービス水準を確保しつつ、より高い水準のサービスを安定的に受けられるようになる。例としましては、従来採用が困難または十分に確保できなかった専門職、社会福祉士、保健婦、医学療養士、土木技師、建築技師等の採用・増強を図ることができ、専門的かつ高度なサービスの提供が可能になる。また、医師などによる医師専門チームが組織でき、また、財政基盤が充実することによって様々な状況にある高齢者一人ひとりに応じた介護福祉サービスを提供することが可能となる。次に、小規模市町村では設置困難な都市計画、国際化及び情報化に関する施策並びに女性に関する施策等の専門の組織・職員を置くことができ、より多様な個性ある行政施策の展開が可能になる。ということが言われております。大きな意味での3つ目で、行財政の運営の効率化と基盤の強化と言うことですが、行財政運営の効率化により少ない経費でより高い水準の行政サービスが可能になるとともに、総合的な行政が展開できる。その例としては、総務・企画等の管理部門の効率化が図られる。総体的にサービス提供や

事業実施を直接担当する部門等を手厚くするとともに、職員数を全体的に少なくすることが出来る。三役や議員、各市町村に置くこととされている委員会や審議会の委員事務局職員などの総数が減少し、その分の経費も節減される。町長も助役も収入役もいなくなる、そういうことだと思うんですが。その次に、事務の処理等は事業の遂行に当たって、住民一人当たりの職員数や経費が節減されるという、さきほど午前中の山田議員の答弁にも申し上げましたが、住民一人当たりの職員数や経費が節減されるという、規模の利益が働くと、広域的観点からスポーツ施設、文化施設等の公共施設が効率的に配置され、狭い地域での類似施設の重複がなくなる。市町村合併の一般的な効果としては以上のようなことが言われているわけではありますが、いずれにしても今、合併研究会の報告がなされ、そして県の方針が間もなく示されるというふうな状況の中でありますから、午前中の答弁の中でもお話しをいたしましたが、現時点での答弁と言うことは大分、そういう意味ではまだまだ不確定な要素も多いものですから、慎重にならざるを得ない、得ないのでありますが、ただ住民発議と言うことが出されるというふうな報道もあるわけでありまして、所定の要件が満たされますと上がってくるんだと、これは住民意思の尊重というふうなことは大事なことであります。そういう認識のもとで、町の議会の皆さんとも十分協議していかなきゃいけないことだと言うふうに思っているところであります。また、市町村長、町村長の間でどういうふうなことになるのかと言うお尋ねであります。勿論、町村長の間でも感心が高いのでありまして、時期はともかくとして、国の方針等々からいずれは合併と言うのはその方向に進まざるを得ないだろうと、避けられないことだろうと言う認識については殆どの町村長は、県内でも下北郡でも津軽地区におきましても、それぞれの町村長そういう認識を持っているところであります。ただ、合併研究会のことについての報告書についての兼ね合いもあったわけでありまして、その中での生活圏の指標による分析結果、行政圏の指標による分析結果、また3番目として、生活圏及び行政圏の指標による分析結果と言うふうになってるわけでありまして、三戸郡全体と言うふうには受け止めがちなところでありますが、これらの指標による分析結果によりますと三戸郡も、三戸町、南部町、田子町、加えて名川町、南郷村、福地村、階上町、八戸市この地域が1市2町2村、そして新郷、倉石、五戸こう言うふうな3つがそれぞれが3

町の民  
子来  
小い  
  
制  
ろ  
う  
十  
  
般  
う  
の  
の  
ま  
つ  
ま  
し

つのグループに分けられる、と言うふうなことが言われておりまして、1. 2. 3で1市10町村が合併に一遍に行くというふうな状況にない、こう言うふうなことかなと現時点で私自身はそういうふうに関心を受けております。ですから、三戸郡下八戸を含めまして南郷、階上、八戸これで一つの第1段と言うことでの、ことになって行くのかなあと、現時点ではそういうふうな見方をしているところではありますが、いずれにしても口説く言うようで恐縮しますが、県の要綱が出てそして国県の今後の動向を見極めながら慎重に対応をして行きたい。拙速過ぎてもだめですし、乗り遅れてもいけないと言うふうなことで極めて、極めて町村合併と言うことを考えますと、時限立法と言うふうなことなどを考えれば大事な時期に差しかかっているという認識を持っております。

以上で、私の壇上からの答弁を終わります。

○議長（荒道鶴造君） 14番浜谷豊美君。

○14番（浜谷豊美君） それでは、再質問をいたします。

昨年、駅前・榊両地区から10名ずつ出まして跡地利用についての検討会を開催されました。その際には、この場所をどう利用したらいいかというふうな、そういう認識でやったと思いますが、その後何がほしいかと言うような考え方に変わって来たように思います。そのためアンケート調査をとったその結果において、町の診療所の建設を望む声が一番多くなったのではないのかなあと、地域で一番望むのは地域の活性化につながるような、つまり人がそこに多く住んでそして階上の土地と商店街が結びつくような形が望ましいと思われるのであります。民活もさることながら、やはり行政としての手助けもこの辺ではかなり係わって来るだろうと思います。また、現在町営住宅があるわけですが、建築されてから大分年数が経過しているせいか榊地区においては、町営住宅の建設を望む声も2番目に多いように聞いております。今残っていると言いますか、販売されないでいる区画の地形から考えまして問題はあるかとおもいますが、隣地の土地も視野に入れたこの考え方については如何でありましょうか。

それから、2点目の夜間照明であります。当初運動場が完成すれば階上中学校から移設するようなことの理事者のお話しもございましたが、そもそも総合運動公園の早期完成が一番問題でありますけれども、今もそのような考え方に変わりはないので

しょうか。それとまた、現在の利用については社会体育の振興と言うことで一般市民にだけ利用されていると言うことも承知してるわけですが、この市民という枠を将来的に柔軟化できないものかどうか、その辺についてもご検討いただけないのかお伺いいたします。

それから、3点目の学童保育の件でございますが、2002年から始まる学校週5日制が導入されますので、それらを含めたこれからの改正整備もいそがれるところであろうかと思えます。いずれにしても、人が動けないことには社会全体も動かないと言うことですので、若い親御さんたちが安心して働きに出られるようにするためにも、十分な検討を願いたいとこのように考えます。

それから、4番目の市町村合併についてお話し、町長さんのお考え、それから一般的なメリットについてお伺いしましたが、裏を返せばデメリットとの表裏一体と言うふうなことも言えようかと思えますけど、わが町においての明確なメリットと言うのがはっきり言ってまだ見えないような状況に感じられますのでありますが、世の中の時流が合併特例法いわゆる時限立法であると言うふうなことにのみ重きを置いような進み方に一般的に世の中がそのように感じられてならないわけですが。実は、先般の勉強会にも私も参加したわけですが、やや上滑りではないのかなという感じがいたしました。もっと反対論者の声とか、或いは問題点を上げてそれをクリアして行くと言うふうな姿勢がなければなかなか理解が得られないと言うか、と言うふうな感じをしております。また、それを本町にあっては都市化が進んでいる地域と過疎化の進地域が平行している特異な形態を有しているということから、より慎重な対応をしていくことが必要ではないだろうかと思っております。この件については特に答弁は要りませんので、1点、2点その辺についての回答をお願いしたいと思います。

○議長（荒道鶴造君） 企画課長浜谷義勝君。

○企画課長（浜谷義勝君） それではお答え申し上げます。

旧道仏中学校跡地の町営住宅について、隣接も含めての考え方があるのかということでございますけども、私ども今、現在櫛に町営住宅が建っているわけでございまして、それらも耐用年数は過ぎてる状況にあるわけですが、先ほど来答弁いたしましたとおり地域の活性化を第1に図りたいと言うことで、まず今ある土地をいかに有

効に使って地域の方々に家を建ててもらって若者を定住するんだと言うのを第1点に考えておまして、今後の櫛の町営住宅については、今後の課題として検討してまいりたいと言うふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 学務課長三上孝八君。

○学務課長（三上孝八君） それでは、浜谷議員の質問に対してお答えを申し上げます

今、道仏中学校の照明器具と言うことでございますけれども、現在階中についてございますのは社会体育用と言うことでございます。また、実際は道中にも必要かとは思いますが、現在の段階では学校施設用としては今のところ考えてはございません。将来の総合運動公園についての移設関係、これについてもその時にはならないと、既に付けてから大分時間が経ってございますので、その辺調査をしなければ移設が可能かどうかこの辺は体育、総合運動公園が出来てからの課題ではないかなと言うふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 14番浜谷豊美君。

○14番（浜谷豊美君） ハイ、14番。今、旧道仏跡地についてのいろんな利用方法についても話題が出ておりますので、役場の方が主体となった積極的に検討会を開催する等して、早い機会に結論を出せるように進めて頂きたいと思います。

それから、夜間照明施設でございますけれども町条例としてうたっておりますので社会体育施設と言うことでございますがその辺につきましても、これは平成元年に設置されたものだと思います。移設の件も、無理して持っていけるのかどうか分からないみたいですが、学校にもこういった施設があるほうが本来の底辺からのスポーツ振興と言うことから検討して頂きたいと思います。

大変、財政の厳しい折りでございますけれども、中学校の〇〇となる対応をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（荒道鶴造君） 以上で14番浜谷豊美君の質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（荒道鶴造君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は9月14日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後1時42分



平成12年第7回階上町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

平成12年9月14日(木曜日)午前10時開会

日程第 1 一般質問

日程第 2 認定第 1号 平成11年度決算の認定について

日程第 3 議案第 1号 階上町生活安全条例の制定について

日程第 4 議案第 2号 階上町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する  
条例の制定について

日程第 5 議案第11号 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につい  
て

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (18名)

|               |               |
|---------------|---------------|
| 1番 高 松 久美子 君  | 2番 石 川 清 人 君  |
| 3番 山 田 恵 治 君  | 4番 土 橋 信 夫 君  |
| 5番 郷 州 公 典 君  | 6番 上 山 博 一 君  |
| 7番 松 森 高 君    | 8番 佐 京 登 君    |
| 9番 畑 中 弘 實 君  | 10番 大 前 典 男 君 |
| 11番 桑 原 一 夫 君 | 12番 木 村 勝 彦 君 |
| 13番 阿 部 敏 秋 君 | 14番 浜 谷 豊 美 君 |
| 15番 平 戸 茂 雄 君 | 16番 松 倉 正 美 君 |
| 17番 田 端 清 君   | 18番 荒 道 鶴 造 君 |

欠席議員 (なし)

## 説明のための出席者

町長 正部家 佑 介 君  
教育長 山本 雅 教 君  
企画課長 浜谷 義 勝 君  
保健福祉課長 鳩 文 男 君  
建設課長 中村 豊 志 君  
水産商工課長 中城 功 君  
出納室長 池田 隆 君  
学務課長 三上 孝 八 君  
体育課長 小沢 勝 君  
農業委員会事務局長 工藤 靖 夫 君

収入役 伊藤 昭一郎 君  
総務課長 浜谷 政 己 君  
税務課長 松橋 隆 巳 君  
農林課長 高階 繁 雄 君  
町民課長 上沢 寿 勝 君  
中央保育所長 桑原 定 男 君  
教育次長 三上 孝 八 君  
社会教育課長 林 貢 君  
給食センター所長 三上 孝 八 君  
代表監査委員 渡部 直 樹 君

## 職務のための出席者

議会事務局長 高橋 信 一 君  
総務課庶務係長 田中 昇 君

総務課長補佐 上 博文 君

開会 午前10時05分

### ◎開議の宣告

○議長（荒道鶴造君） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

○議長（荒道鶴造君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

## ◎日程第1 一般質問

○議長（荒道鶴造君） 日程第1、一般質問を行います。

11番桑原一夫君の質問を許します。11番桑原一夫君。

〔11番桑原一夫君 登壇〕

○11番（桑原一夫君） 本定例会、一般質問のご機会を頂きまして大変ありがとうございます。また、二日間にわたる日程を頂きまして大変心から感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、通告に従って質問させていただきます。まず、第1点でございます。平成11年3月定例会における土地登記調査特別委員会委員長報告に対する町の対応と、基本的考え方についてをお伺いいたします。これは、市政の両輪たる理事者と議会、理事者の提案権、議会の議決権そして理事者の執行権と、こういう中にお互いが緊張感を持って町民のために正しい行政を行うという地方自治の仕組みによるものでございます。そういう中で、行政が行った行為に対して議会が監視をして行かなければならない。その一連の議会の行動の中で、昨年3月定例会におきまして土地登記に関する調査特別委員会が設けられたわけでございます。私もその委員会の委員でございました。これは、国土調査に係わる問題でございまして、大変長い年月を経ておりまして、いろいろデータを出して頂きまして長時間大変綿密な調査を、そういう中ではっきり言えることは、個人と個人の境を確定するにいたる確固たる証拠は見つけれなかったというのが私の考えでございます。しかるに、平成7年において町において職権によって土地、法務局に登録されたものに錯誤があったということで訂正の申出書がなされ筆界未定に線が入ったわけでございます。これは、たった1点、その行為に対して私は重大な瑕疵があったと私は思っております。それは何故かと言いますと、本来筆界というのは土地所有者と所有者の合意のもとに決定されるものである。これが訂正するということとは言え、隣接所有者の承諾がなくしてなされた行為であったと、この1点について私は重大な瑕疵があったと思っております。これ、私も以前国土調査を、役場職員拝命していたときに担当させて頂きました。私の常識では考えられない行為であったと、行政に重大な瑕疵があったと思っております。その如く、調査特別委員会でも委員長報告として重大な瑕疵が認められるという委員長報告が出されてお

ります。ともすれば、感情的にそのときになったのではないか、また政争の具と取られかねたのではないかと、私は大変本来の我々の特別委員会の意義が正しく伝わっていないのではないかなと言うふうに思えて残念でなりません。今、一年半経って冷静にこのことを判断したとき、この特別委員長が出した重大な瑕疵が認められるという報告について、町の判断とその後の対応がどのようになされているのか、町が瑕疵を認めるのかどうかをお伺いいたします。これは、この議場においての発言とはいえ、町長と当時の議員、私的な民事訴訟であることは重々承知しております。それはそれで、個人の良心と責任にしたがって解決されればよろしいかと思えます。私は、行政あずかる議員の立場としてこれを正してお伺いをしたいと思えます。明確なご答弁をお願いしたいと思えます。

2番目、上記土地と言うのは、その時の大渡新田2-2でございますけれども、それに対しまして固定資産税が還付されたと言うことを最近になって私伺いました。その還付されたことについて、課税から還付までの一連の経過と、どのような理由で還付されたのか、その理由についてお伺いをいたします。

以上、2点でございますけれども壇上からの質問といたします。宜しくご答弁お願いいたします。

〔11番桑原一夫君 降壇〕

○議長（荒道鶴造君） 町長正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 桑原議員の、一般質問と言うことでありますが、これに答えをいたします。

まずはじめに、この件に関しましてはさきほど桑原議員もお話しのとおり、ただいま法廷において係争中であることはご承知のことと思えます。従って、従ってそういう制約のあるなかでの答弁だと言うことをご理解ご了承願いたい、こう思います。また、議会といわゆる町との関係一定の緊張関係を持ってかなきゃいけない。それぞれの役割がある、あるんだということの部分については私もまったく同感であります。

まず第1点目でございますが、土地調査特別委員会で委員長報告についてでございますが、この委員会において6日間確か6日間と記憶しておりますが、にわたり詳細な調査が行われ膨大な時間と労力が費やされ、いわゆる委員長報告が議会に対して出されました。真実の解明をするということは大事なことで、こういう認識から私や職員

も最大限の協力をした、こう思います。しかしながら、その報告書は私として到底承服できるものではありませんでした。即座に私はこの報告書の内容について、この報告書に対し必要な反論を議長の許可を得ていたしました。この報告書に対しては、大きな認識の差があるというふうに私は感じております。私はこの報告書の内容について納得できるものではありません。それで現在、法廷において裁判となってるものがあります。それと、1点だけと言うことで桑原議員からお話があったのでありますが、実際はここに私以外の訴訟当事者、そして隣接の所有者がいない中での答弁と言うことでありますから、ともすれば、ともすれば、とりようによっては一方的なものと受け止められかねない、こういう懸念を持っておりますから、なるべくそういう意味では抑えてご答弁を申し上げようこう思っておりますが、ただハッキリと本会議場におきまして桑原議員が、町長がその勝手に線を入れたという発言が確かあったように思います。私は、これについては一切してないのでキッパリと否定をいたします。それ以上のことについては、係争中ということで差し控えたいと、こう思います。

いずれ、第2点目につきましては担当の課長から答弁をいたさせます。

○議長（荒道鶴造君） 税務課長松橋隆巳君。

○税務課長（松橋隆巳君） それでは、第2点目の質問にお答えいたします。

ご指摘の土地の課税、還付までの経過そして還付された理由についてでございますが、経過といたしまして62年10月22日これは国土調査の成果があったわけですが、そのときに面積に増減がありませんので従来課税した地積で税金は課税して来ております。そして、平成7年9月29日に土地地積の訂正があったわけです。従来地積は山林7,474平方メートルでありましたが、16,350平方メートルに訂正し課税しています。そして3年後、平成10年12月22日に土地地積を7年の訂正前にもどす訂正があって、つまり山林16,350平方メートルから7,474平方メートルに訂正し課税しています。以上の経過から土地地積が7,474平方メートルから16,350平方メートルになった登記簿の期間が平成7年9月29日から平成10年12月22日ですので、課税年度としましては平成8年度、9年度、10年度の3年間となりますので、その3年間7,474平方メートルから16,350平方メートルになったその差8,876平方メートルの地積に合う税額3年分

を還付いたしております。そして、固定資産税の課税はあくまでも登記簿の台帳課税主義が建前となっておりますので、登記簿の移動に伴っての課税でございまして3年分還付した、そういう処理がされております。

以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 11番桑原一夫君。

○11番（桑原一夫君） 11番桑原。第1点目でございますけれども、これは町長、町長の職でありながら片一方の当事者であるということからですね、町長大変この質問を誤解されて受けているのではないかなと思うんです。町長が線引いたとは言いません。行政がなされた、ただ行政の手法として法務局に送付されたものを訂正する場合には、職権において正しいからという理由で勝手に登記を変えることができるのかどうか、私はこの1点をさきほどお伺いしたわけでございます。あくまでも隣接所有者の同意並びに承認がなければ、そういう意味で委員長報告の中でうたわれているとおり隣接所有者の同意を得なかった、これが私は行政が瑕疵として認められる重大なことであるということを言っているわけでございます。町長が個人として承服できないとか、云々とかと言うのは町長個人のその境の問題でございまして、行政が行った行為のことでございまして、そこをどうかわけをお考えを頂きたいと思います。町長の個人の土地云々は、私は当事者でありませんので当事者で決着つけてくれればいいことであるし、議場の発言はそれぞれにおいて責任で解決されればよろしいことでございます。私は、その行政が行った平成7年の行為についてそれが正しかったかどうかと、後に直してますから当然私からすれば瑕疵を認めたから直したということになるんですけれども、じゃあ平成7年の行為が正しく行われたのかどうかと、この1点を私はまずお伺いしてるわけでございます。わけて考えて頂きたいと思います。と申しますのは、すべて国土調査法という法律に基づいてこれがすべて執り行われております。調査をして、成果品を内閣総理大臣の認証を得て、それを登記の運びになってすべてこれは法律の一連で行われております。しかるに、人間のやることでございますから、法務局に送付した後に誤りが出てくることは多々あるわけでございます。今回の件は、その一つの例だとも思います。そういう誤りが出た場合の対処の仕方というものを国土庁で出しておるんですね、私、税務課長これ見つけてください。各

県に通知が、指示が出されてますので、成果の誤りなどの処理について、地積調査の成果の誤りなどの処理についてと、誤りが出た場合の対処の仕方、これが国土庁から出されております。これを税務課長調べてください、お願いします。

それからもう一つ第2点目でございますけれども、税務課長、課税台帳主義と申されました。課税台帳主義と申すのは、課税する基準日から1年間に対して課税、権利にあるものに課税するものであって、それは1年ごとに基準日が決まってあるはずでございます。固定資産税については地方税でございます。それが、過去においてこの権利が誤りがあったということが生じても還付しなくてもいい、私はこのように判断しております。還付する場合は、誤納か過納かこのどちらかしか還付する理由はないと、私は解釈しております。この還付した理由が、ただ錯誤ということでございますけれども、過納なのか誤納なのかどちらによって還付されたのか、これ2つご答弁頂きたい。

国土庁の指示に関しては、課長これを県の方聞けばわかると思いますので、お調べを頂きたいと思います。それから次の質問に移りたいと思います。

○議長（荒道鶴造君） 暫時休憩します。開会時刻は追ってお知らせします。

休憩 午前10時27分

---

再開 午後3時45分

○議長（荒道鶴造君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

桑原議員の再質問に対する答弁をいたさせます。税務課長松橋隆巳君。

○税務課長（松橋隆巳君） 長時間、いろいろと時間を頂きまして誠にありがとうございました。それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

還付は、過納によるものか誤納によるものかと言うことでございますが、これいろいろまだ私不勉強で、いろいろ調べてみなければならないところが多々ありまして、後日の答弁とさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 町長正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 長い時間大変お待たせをして大変ご迷惑をおかけしました。

いずれ、この件に関しては今朝方お話ししましたように、大分この幅広く全面的にこの件に関して法廷での係争中になっております。そういったことで、私自身はこのいずれ裁判所の判断が下されるわけでありますので、その結果を待ちたい、待って頂きたい、いうふうに思っております。いずれこれまで3月議会におきましても、議会として一応の締めくくりがなされ、一つの区切りがついたもの、こういうふうな理解をしているわけでありますが、ご承知のように今朝方とほとんど繰り返しになりますけれども、この件に関しては相当な時間をさいて調査委員会そして委員長報告、議会本会議での質問質疑そして私の反論、そして町長不信任案が出それが否決されたと言うふうな経過をたどって、その結果を受けまして訴訟になってる、現在訴訟になってるというふうなことでありまして、いずれにしましてもこの件に関しましては、いずれ裁判の結果が出るわけでありますからその点待って頂きたい。そういうふうなことで今朝ほども申し上げました、訴訟の当事者もいらないしおられないわけですし、また隣接の所有者の方もいない中で私が、まあどうしてもこれ人間そうだと思うんですが、喋ると、お話しをするということは一方的なものを受けとられかねないわけでありまして、勿論もう訴訟になってますと誰も負けたいと思って訴訟してるわけじゃありませんし、そういったことなど、そういった意味で3月に明確にそういう意味では結果が出た際のことについてはお話ししましたし、ですから一つの締めくくり、一つの区切りがついたものと、こう理解をしております。

いずれ、そういうふうな個人と町長とわけて考えるというふうな考え方も、考え方としては成り立つんだと、こうは思います。と思いますが、現実これは町長なるがゆえに、その成した行為を言われてるのでありまして、私はそれについてこの委員長報告含めて納得がいかないので、それを含めて納得が、勿論納得がいけば訴訟になりませんし、そういったことで、そういう意味で、いずれにしましても平行線をたどるんだと、これは訴訟中でありますからどっちにしろ平行線をたどるんだというふうなことで、そういう意味では実際は多方面にご苦勞をおかけするこういうことであります。やっぱり町政をキチッと正すんだと言う議会の姿勢、そして私の方は私の方でこれについては承服できないんだというふうなことで訴訟になっているわけでありますから

勿論、いま平戸議員のお話のように訴訟そのものは議会の本会議場において、本会議場において泥棒発言、これは決して私も容認できるものではない。ですからそこで訴訟になった、そして争点をそれに関連して関連してさまざま還付から含めまして裁判所で法廷で今争点として争われているというふうなことです。な、にそのうちに結果が出るんですから、そういったことで一つご理解を頂きたい。これは何回やっても平行線になります。なるんじゃないかと懸念をしております。そういった意味でそのために法廷があるわけでありまして、そういったご理解で何とか待っていずれは判決が出るんだと言うことで理解して頂きたい。言うことで答弁を終わらせて頂きます。

以上であります。

※桑原議員・・・再質問の主旨に町長答弁が合っていないので納得できない。質問に対する答弁をしてほしい。

○議長（荒道鶴造君） 確かに桑原議員が言うとおりの、休憩前はそうだったと思います。そこで、課長が答弁はそれは抜けましたけれども。町長、争点がずれているという立場で言ってますので、質問と答弁の、だからさきほど課長に答弁させるという2点に絞ってね、それで休憩したわけでございます。

町長正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 別に争点がずれているとは思いません。これは、大分幅広くですから訴訟になってる還付のことも含めてなっているんだと、これについても法廷で争点になってるわけでありまして、その点も含めていずれ判決出るんですから、それを待って頂きたい。そうでないと、こういうふうなことで大変議会が休憩になったりというふうなことでご迷惑をおかけしますから、そのためにそのために裁判、訴訟これはあるわけでありまして、今いずれは出るんだからその点で今待って頂きたいその結果をとという意味ではありますが、そういったことで恐らくこれくらい言いましても平行線だろうなというふうに思います。

以上であります。私からの答弁は以上であります。

○議長（荒道鶴造君） 桑原議員は課長の答弁を求める。税務課長。

町長正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 答弁を、そしてお願いを含めてお話しをしてるわけですが、それについてご理解が頂けていない勿論、この件に関して不信任案が出されたというふうなことでありますから、これはもう責任者としてこういうことでお願いをしてあるんだと、こういうことですよというふうにお願いをしてあるわけですから、その私が責任をもって答弁をしてるわけでありまして、その還付のことについても法廷で争われていますから何とかそういう意味で、その結果を待って頂きたい。こういうふうにお願いをしてるわけですが、これ以上になってきますとただただ平行線と言うことになることだろうというふうに思います。私の答弁を最終的な答弁と受け止めて頂いても結構であります。

○議員（平戸茂雄君） 議長。休憩動議を提出します。

（「賛成」の声あり）

○議長（荒道鶴造君） ただいま平戸茂雄君から休憩することの動議が提出されました。この動議は所定の賛成者がありますので成立いたしました。

休憩の動議を議題として採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

お座りください。

起立多数であります。

よって、休憩の動議は可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 4 時

---

再開 午後 4 時 5 7 分

○議長（荒道鶴造君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって本日は、これをもって延会することに決定いたしました。



### ◎休会の件

○議長(荒道鶴造君) お諮りいたします。

議事の都合により9月15日から9月17日までの3日間休会といたしたいと思  
います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、9月15日から9月17日までの3日間休会とすることに決定いたしまし  
た。

○議長(荒道鶴造君) 次の会議は9月18日午前10時から開きます。



### ◎延会の宣告

○議長(荒道鶴造君) 本日は、これをもって延会いたします。

延会 午後4時58分



平成12年第7回階上町議会定例会 第4日

議事日程 (第4号)

平成12年9月18日(月曜日)午前10時開会

日程第 1 一般質問

日程第 2 認定第 1号 平成11年度決算の認定について

日程第 3 議案第 1号 階上町生活安全条例の制定について

日程第 4 議案第 2号 階上町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第11号 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 3号 平成12年度階上町一般会計補正予算(第4号)

日程第 7 議案第 4号 平成12年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)

日程第 8 議案第 5号 平成12年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算(第2号)

日程第 9 議案第 6号 平成12年度階上町老人保健特別会計補正予算(第1号)

日程第10 議案第 7号 平成12年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

日程第11 議案第 8号 八戸圏域水道企業団規約の変更について

日程第12 議案第 9号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

日程第13 議案第10号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

日程第14 陳情第 1号 国立療養所八戸病院の結核病棟(50床)を堅持し、充実を求める陳情

日程第15 意見書案第1号 国立療養所八戸病院の結核病棟(50床)を堅持し、充実を求める意見書

日程第16 閉会中における継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

追加日程 監査請求に関する決議案の件

日程第 2 認定第 1 号

日程第 3 議案第 1 号

日程第 4 議案第 2 号

日程第 5 議案第 11 号

日程第 6 議案第 3 号

日程第 7 議案第 4 号

日程第 8 議案第 5 号

日程第 9 議案第 6 号

日程第 10 議案第 7 号

日程第 11 議案第 8 号

日程第 12 議案第 9 号

日程第 13 議案第 10 号

日程第 14 陳情第 1 号

日程第 15 意見書案第 1 号

日程第 16 閉会中における継続審査の件

#### 出席議員（18名）

1 番 高 松 久美子 君

3 番 山 田 恵 治 君

5 番 郷 州 公 典 君

7 番 松 森 高 君

9 番 畑 中 弘 實 君

11 番 桑 原 一 夫 君

13 番 阿 部 敏 秋 君

15 番 平 戸 茂 雄 君

17 番 田 端 清 君

2 番 石 川 清 人 君

4 番 土 橋 信 夫 君

6 番 上 山 博 一 君

8 番 佐 京 登 君

10 番 大 前 典 男 君

12 番 木 村 勝 彦 君

14 番 浜 谷 豊 美 君

16 番 松 倉 正 美 君

18 番 荒 道 鶴 造 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長 正部家 佑 介 君  
教 育 長 山 本 雅 教 君  
企 画 課 長 浜 谷 義 勝 君  
保健福祉課長 鳩 文 男 君  
建 設 課 長 中 村 豊 志 君  
水産商工課長 中 城 功 君  
出 納 室 長 池 田 隆 君  
学 務 課 長 三 上 孝 八 君  
体 育 課 長 小 沢 勝 君  
農林委員会事務局 長 工 藤 靖 夫 君

収 入 役 伊 藤 昭一郎 君  
総 務 課 長 浜 谷 政 己 君  
税 務 課 長 松 橋 隆 巳 君  
農 林 課 長 高 階 繁 雄 君  
町 民 課 長 上 沢 寿 勝 君  
中央保育所長 桑 原 定 男 君  
教 育 次 長 三 上 孝 八 君  
社会教育課長 林 貢 君  
給食センター所長 三 上 孝 八 君  
代表監査委員 渡 部 直 樹 君

職務のための出席者

議会事務局長 高 橋 信 一 君  
総務課 庶務係長 田 中 昇 君

総務課長補佐 上 博文 君

---

開会 午前11時45分

◎開議の宣告

○議長（荒道鶴造君） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒道鶴造君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◇

◎日程第1 一般質問

○議長（荒道鶴造君） 日程第1、一般質問を行います。

9月14日の議事を続けます。

松橋税務課長に、桑原議員の再質問に対する答弁をいただきます。

松橋課長。（課長が答弁に立つことなく、町長が手を挙げて発言を求めた）

町長正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） この件に関しまして十分な理解得られない、この対応についてと申し上げればいいでしょうか。こうして大分ご迷惑をかけてるわけでありますが今、こないだの引き続きの答弁と言うことで、あいだおいてますからいくら不足があるかもわかりませんが、そのことはご了承の上でと言うふうなことでありますし、また繰り返しになりますが、この件は現在、訴訟中であるそういう意味で答弁に当たっても制約があるということをご理解頂きたい。こういうふうなことではじめてるわけでありますが、いずれにしてもほとんどが繰り返しになりますが、この件に関しましては調査特別委員会、そしてそれに対する私の反論、不信任案上程、そして否決、こういうふうな経過をたどってきたわけでありますが、そしてまた、現在の議員の方々が新しくなられた昨年の4月以降におきましても、一つの締めくくりの質問そして答弁というふうなことが、この件に関し私はあった、なされたというふうな理解しております。そして、訴訟についても詳しくはなかなか申し上げにくい、今訴訟中でありますから申し上げにくいわけでありますが、一つ一つのことを取り上げてと言うことではなくって、この件に関し全体像、トータルに物事を考えていく論じていくということでありませんと、正しい姿が見えてこないのではないかと。訴訟でありますから当然のこととして、それぞれの主張があって、そして訴訟になってるとこういうふうな事情もご理解を頂きたい。ただいまの質問につきましても、土地登記調査特別委員会委員長報告に対する町の対応、また考え方についてと言うふうな質問なわけですが、まさにこれは平成7年だけを論ずるということではなくって、62年を含めた全体的な問題として論議していかないと全体像正しく、な議論にはならない。そういった意味で今般、訴訟になってるんだというふうなことで何とかご理解を頂きたい。

※繰り返しの答弁はいいから、課長に答弁させてください。と議員から発言があり、  
町長の答弁が中断された。

○議長（荒道鶴造君） 静粛に。

○町長（正部家佑介君） 議長のご了解を得て発言してますから、議長の指示に従うと言うことは、町の責任者は私ですよと言うことを申し上げて答弁を開始してますから、そういう意味でご理解を頂きたい。受け止めて頂きたい。こう思います。

以上、余り長く言うと長かった短かったということになりかねませんので、であります。いずれにしても、ちょちょこ平成7年なら7年のみをとらえてと言うことではなくって、全体的な議論に、訴訟もそうってますし、そういった意味でご理解を頂きたい。繰り返しになって、その意味では恐縮ではありますが、そういったことで14日の日と今日とでは結構日が経ってますから、改めてご答弁を申し上げたいと、こう思います。以上であります。

○議長（荒道鶴造君） 松橋課長の答弁はもう町長で終わりという、なしということでしょう。それを確認します。

この際、暫時休憩します。時刻は追ってお知らせします。

休憩 午前11時55分



再開 午後1時29分

○議長（荒道鶴造君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続けます。

○11番（桑原一夫君） ハイ。11番桑原。再質問において、国土庁課長指示なるものを調査いただき、この議場において報告願いたいというところから審議が止まったわけでございます。私においても、議員として理事者側にこの朗読をこの場で求めました。しかし、係争中ということでご答弁を頂けませんでした。また、さきほどこの議場において議長から課長に対して朗読を求めたわけですが、その場においても私にお示しを頂けませんでした。このまま平行線をたどっていいものか私、議員としてじくちたるものがございます。しかしながら、お読みいただけないのであれば私

が出ている国土庁課長指示というものを、ちょっとこの場で読まさせていただきます。多分、理事者側は同じ物をお持ちのことと存じます。これは、国土調査方に基づいて調査されたものが、一定の成果として精度を認められ総理大臣の認証を受けたのち、登記所に送付になったのちに、誤りが発見された場合における事務手続きのことに關しての指示でございます。読みます。その中の第3番目として、修正の申出をする場合には、あらかじめ修正される土地の所有者またはその代理人の同意を得ておかなければならない。ただし、登記所において特に要求がある場合を除き、同意書の添付を要しない。4 地図訂正の場合並びに地積更正で面積が増加する場合には、あらかじめ隣接土地所有者並びに利害関係人の承諾を得ておかなければならない。ただし、登記所において特に要求がある場合を除き、承諾書の添付を要しない。この4番目が大事でございますので、もう一度読んでみます。4 地図訂正の場合並びに地積更正で面積が増加する場合には、あらかじめ隣接土地所有者並びに利害関係人の承諾を得ておかなければならない。ただし、登記所において特に要求がある場合を除き、承諾書の添付を要しない。理事者側には、これと同じ課長指示をお持ちのことだと思います。私はこの問題は行政の事務手続きの問題で、私の記憶しているところでは一度も解決をみたという記憶はございませんので、今回質問に立ったわけでございます。

これの答弁については、また平行線をたどると思います。たった1点のみ、この国土課長指示なるものを当時、平成7年登記するに当たって、当時の担当課長存じてたかどうか、上沢課長に1点のみ簡単明瞭にお答え頂きたいと思います。

○議長（荒道鶴造君） 町民課長上沢寿勝君。

○町民課長（上沢寿勝君） ただいまご質問の件につきましては、存じておりませんでした。

○議長（荒道鶴造君） 桑原一夫君の本件に関する発言はすでに3回に及びましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により特に発言を許します。11番桑原一夫君。

○11番（桑原一夫君） ハイ、11番桑原一夫。ありがとうございます。

これに関しましては、また再び平行線だと思いますので、ご答弁は結構でございます。ただ、やはり冒頭申しましたように1年半という期間を経て、やはり行政の事務手続きが正しく行われたかどうかというものをですね、過去を責めるのではなくこれ

は今日の問題であり、明日からの問題であるわけでございますので、やはり議員としてこれは冷静に判断し理事者の考え方を聞かなければならないという主旨に立って今回、一般質問させて頂きました。当然、係争中、私的な民事訴訟、係争中であることも重々承知しておりますが、やはり町長厳しいんですけれども一つの体に公私をお持ちでございます。やはり公の部分については、長としての公のご答弁は私は頂きたかったなぁというのが私、残念でなりません。また、納得できるわけではございませんけれども、十分私も時間いただきましたので、これで一般質問を終わらせて頂きます。

どうもありがとうございました。

○議長（荒道鶴造君） 以上で、11番桑原一夫君の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

○議員（平戸茂雄君） 議長。休憩動議を提出します。

（「賛成」の声あり）

○議長（荒道鶴造君） ただいま平戸茂雄君から休憩することの動議が提出されました。

この動議は所定の賛成者がありますので成立いたしました。

休憩の動議を議題として採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（荒道鶴造君） お座りください。

起立多数であります。

よって、休憩の動議は可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後1時35分



再開 午後2時40分

○議長（荒道鶴造君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま平戸茂雄君ほか7人から、監査請求に関する決議案が提出されました。

本決議案を日程に追加し、直ちに議題とすることについて採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本決議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(荒道鶴造君) お座りください。

起立多数であります。

よって、監査請求に関する決議案を日程に追加し、直ちに議題とすることは可決されました。

監査請求に関する決議案を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

15番平戸茂雄君。

○15番(平戸茂雄君) 提案理由を申し上げます。

すでに、皆様方のお手元に配布したとおりでございますが、階上町行政事務の上記の事務は不透明であり、その実態を明らかにする必要があると考えるため提出したものでございます。よろしくお願いします。

○議長(荒道鶴造君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒道鶴造君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

16番松倉正美君。

○16番(松倉正美君) 16番松倉。ただいま出された内容について、反対の意向をはっきりと示したいと思います。なぜならば、小異を捨てて大同につくという言葉があります。今、階上町をはじめ日本のいろんな分野において、未来に向かっていろんなことが論議され進められてる最中に、しかも裁判中の問題を取り上げて、過去を遡って余りにも時間をかけた在り方について、私はもうしよを促したいと思い、そういう意味からもこの議案に対しては反対です。

○議長(荒道鶴造君) ほかに、ありませんか。

15番平戸茂雄君。

○15番（平戸茂雄君） ハイ、15番。ただいま反対の討論がございましたけれども係争中である裁判問題を取り上げてというような反対討論がございましたけれども、まったくこれは裁判と、まったく関係のない事務的なことで桑原議員も担当課長に答弁を再三、14日以来、本当に貴重な時間を割いてお願いをして参ったわけでございますけれども、それにもかかわらずまったく答弁がなしと言う異常事態、或いは事務放棄と言っても過言ではない行為でございます。よって、これに賛成と言えませんが、そういうことでございますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（荒道鶴造君） ほかに、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） これをもって討論を終了いたします。

これより監査請求に関する決議案を採決いたします。

本決議案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（荒道鶴造君） お座りください。

起立多数であります。

よって、監査請求に関する決議案は可決されました。



## ◎日程第2 認定第1号

○議長（荒道鶴造君） 日程第2、認定第1号 平成11年度決算の認定についての件を議題といたします。

この際代表監査委員より、ただいま議題となりました件についての監査報告の申し出がありますので、報告いたさせます。

代表監査委員渡部直樹君。

○代表監査委員（渡部直樹君） 監査委員渡部です。決算審査の意見を申し上げる前に監査委員就任のごあいさつを申し上げたいと思います。

平成12年6月の定例議会におきまして、議員各位の方々からご厚情によりまして本

議会の同意をいただき、6月26日に監査委員に就任いたしました渡部直樹でございます。微力ではございますが、地方自治の監査のよく重要性を考えまして誠実、公正に職務を行っていく所存でございますので、どうぞよろしくご指導ご鞭撻の程お願い申し上げます。

それでは、監査の意見を申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、町長より提出された平成11年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに証書類などについて、去る8月22日と23日の両日審査の結果、各会計の決算及び付属書類は適正に調製され決算の係数は正確である。かつ、内容についても正当なものと認めます。しかし、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率及び公債費比率は、健全ラインの目安とされている数値より高くなっているため、財政の硬直化を招かないように収支の均衡に留意しながら、合理的な予算計画に基づいた効率的予算執行で健全かつ適正な行財政運営に努めるようにお願いします。また、歳入における自主財源の根幹をなす町税については、増収となっているものの徴収率は低下し滞納額も年々増えております。財源確保と適正な財政運営の意味から、徴収には今後とも特段のご努力を切望するものであります。なお、決算の詳細につきましては、決算審査意見書として町長に提出済ですのでご参照願いたいと思います。

以上、簡単ですが監査の意見といたします。平成12年9月18日代表監査委員渡部直樹、監査委員上山博一、以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 以上で、監査報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本決算は、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって平成11年度決算は、認定することに決定いたしました。



### ◎日程第3 議案第1号

○議長（荒道鶴造君） 日程第3、議案第1号 階上町生活安全条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号 階上町生活安全条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。



### ◎日程第4 議案第2号

○議長（荒道鶴造君） 日程第4、議案第2号 階上町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号 階上町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。



#### ◎日程第5 議案第11号

○議長（荒道鶴造君） 日程第5、議案第11号 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第3号

○議長（荒道鶴造君） 日程第6、議案第3号 平成12年度階上町一般会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

15番平戸茂雄君。

○15番（平戸茂雄君） ハイ、15番。説明書の17ページなんですけれども、防災費の中の町防災行政用無線屋外受信塔移設工事とあるんですが、どこの場所を移設するのかお知らせ頂きたいと思います。それともう一つ関連なんですけど、総務課長さんからちょっとお聞きしたいんですが、防災無線の放送のことなんですけど、あー放送してるなという聞こえたときはもう終わってしまうというような感じで、なんか1回だけの放送ではちょっと伝わらないのではないかなというような住民の声もあるんですが、1回でなくてもう1回放送するとかって言うのは、繰り返して放送すると言うのはできないものかどうか、そこら辺もすみませんけれどもよろしくお願いします。

○議長（荒道鶴造君） 総務課長浜谷政己君。

○総務課長（浜谷政己君） 平戸議員のご質問にお答えをいたします。

まず最初に、無線の屋外受信塔の移設工事ですけども、場所的には県道の鳥屋部・下平付近のものでございます。それから、無線の放送の2回放送するというお話ですけども、一つのものでは前日、当日この2回は放送をしております。それから、その前日に2度放送するというようなことになると非常に、また住民の方から非常に無線の放送そのものが騒々しいと言いましょか、そういう苦情なども来ておりまして、なるべく最小限にと言うふうなことでやっております。

以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 15番平戸茂雄君。

○15番（平戸茂雄君） 15番。何回も放送を、と言うことでなくて繰り返してその時、例えば、あー防災無線が入ってるんだということで聞こうとするわけですよ、そうするともう先のほうは終わっちゃって、なんか後のほうだったりとか、もうあれする前に放送が終わってしまうとかって言うことが結構ありますもんで、それをその時点で、その放送は一辺だけでなく繰り返してそこでもう一辺、こうやるってことは

不可能なのか、そのところもう一度。

○議長（荒道鶴造君） 総務課長浜谷政己君。

○総務課長（浜谷政己君） お答えをいたします。

繰り返しの部分については、一つの案で一度だけで言ってるということはございませんで、繰り返しはしておりますけれども、そのように聞こえなかったりとか、私のほうでは繰り返しと言う文章になっておりまして、繰り返しを、一つのことを終わるのでなくて繰り返しますというふうに努めてお話しするように努めてはおりますけれども、よろしくお願いします。

○議長（荒道鶴造君） 15番平戸茂雄君。

○15番（平戸茂雄君） ハイ、15番。くだらないってばくだらないと思うかも知れませんが、ただ放送した、皆さんに周知できないと放送した意味がないものですから、何回もやれって言うんでなくて、今放送したらそれをその時点で繰り返すことができないか。今、総務課長さんのお話しでは放送してるというようなことなんですけれども、今まで私は聞いたことないような気がするんですけども、どうなんでしょう。まず、そこら辺をもう一度だけお願いします。

○議長（荒道鶴造君） 総務課長浜谷政己君。どが繰り返しになりますが、この件に関

○総務課長（浜谷政己君） 放送する前には文章が上がってくるわけですが、それでその一つのことを繰り返して努めるようにしております。それから、もう一度繰り返すと言う話しのなかで、例えば、一度放送しますと受信機が3度に放送される場合もございます。例えば、重要なものなどはそういうふうにその地区に何本か立っているわけですが、それを順序3回にわたって同じ受信機以外のものでこう3度お話しできるようにはしております。努めてそのようにして、おっしゃるとおりにしてやってまいりたいと思っております。

○議長（荒道鶴造君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号 平成12年度階上町一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第4号・日程第8 議案第5号・

日程第9 議案第6号一括議題

○議長（荒道鶴造君） この際日程第7、議案第4号 平成12年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件から日程第9、議案第6号 平成12年度階上町老人保健特別会計補正予算までの件、3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号 平成12年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件から議案第6号 平成12年度階上町老人保健特別会計補正予算までの件、3件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。



◎日程第 10 議案第 7 号

○議長（荒道鶴造君） 日程第 10、議案第 7 号 平成12年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件を議題といたします。

こらより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 討論なしと認めます。

これより議案第 7 号 平成12年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。



◎日程第 11 議案第 8 号

○議長（荒道鶴造君） 日程第 11、議案第 8 号 八戸圏域水道企業団規約の変更についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 討論なしと認めます。

これより議案第 8 号 八戸圏域水道企業団規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。



#### ◎日程第１２ 議案第９号

○議長（荒道鶴造君） 日程第１２、議案第９号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって本件は、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第９号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第９号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。



#### ◎日程第１３ 議案第１０号

○議長（荒道鶴造君） 日程第１３、議案第１０号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって本件は、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。



#### ◎日程第14 陳情第1号

○議長（荒道鶴造君） 日程第14、陳情第1号 国立療養所八戸病院の結核病棟を堅持し、充実を求める陳情の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（上山博一君） 当教育民生常任委員会に付託されました陳情第1号の審査結果についてご報告いたします。

お手元に配布されております陳情審査報告書のとおり、委員会においては全員異議なく採択と決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（荒道鶴造君） 以上で、委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

陳情第1号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。



◎日程第 15 意見書案第 1 号

○議長（荒道鶴造君） 日程第 15、意見書案第 1 号 国立療養所八戸病院の結核病棟を堅持し、充実を求める意見書の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第 1 号は、会議規則第 9 2 条第 2 項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって意見書案第 1 号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

意見書案第 1 号は、これを可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって意見書案第 1 号は、これを可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました意見書の提出につきましては、議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定いたしました。



## ◎日程第16 閉会中の継続審査の件

○議長（荒道鶴造君） 日程第16、閉会中における継続審査の件を議題といたします  
お諮りいたします。

次期議会の会期日程等の議会運営委員に関する事項及び諮問に関することについて  
会議規則第39条の規定により議会運営委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって議会運営委員会付託の件は、付託することに決定いたしました。

ただいま付託されました件につき委員長から、会議規則第75条の規定により閉会  
中も引き続き審査したい旨の申し出がありますが、これに付することにご異議ありま  
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしま  
した。

○議長（荒道鶴造君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了い  
たしました。



## ◎町長あいさつ

○議長（荒道鶴造君） この際、町長から発言の申し出がありますのでこれを許します  
町長正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 9月11日招集の町議会定例会8日間にわたった訳であります  
が、私どもご提案を申し上げました一般会計、各特別会計決算の認定ほかご提案申し  
上げた11件の人事案件を含めてであります。全部原案のとおり議決、ご承認頂きま  
したことを厚くお礼申し上げます。

一般質問を含めてのことではありますが、地方分権、市町村再編というふうなことも

ありますし、またわが町にとりましては町制施行20周年という記念すべき年、そして20世紀最後の年というふうなことでありますし、またさきほど申し上げた21世紀まもなく来年という、にスタートするわけではありますが、いろんな重要な課題を抱えておりまして、わが町にしましても、また各市町村にとりましても大変、少子高齢化等々含めまして大変各自治体にとっては大事なときを迎えております。そういった意味からいきましても、今後とも町政の発展のために議員各位のご指導よろしく願いを申し上げ、そして皆様方のご健勝ご活躍をお祈り申し上げまして、お礼をかねまして閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

ありがとうございました。

---

◇

#### ◎閉会の宣告

○議長（荒道鶴造君） これにて平成12年第7回階上町議会定例会を閉会いたします

閉会 午後3時34分



署 名

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

議 員

議 員

